

第 80 期

BX

文化シャッター

# 定時株主総会 招集ご通知

日時 2026年6月17日（水曜日）  
午前10時

場所 東京都文京区西片一丁目17番3号  
文化シャッター株式会社  
本社 2階ホール

## 決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 ダルトンらによる当社株券等の大規模買付行為等の蓋然性が高い状況（有事）を踏まえた、対抗措置の条件付き発動に関する承認の件

<株主提案（第5号議案）>

- 第5号議案 監査等委員でない取締役2名選任の件

証券コード：5930

## 株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループでは、2024年度より「恒久的な企業価値の創出を目指して」を基本テーマとする中期経営計画をスタートさせ、最終年度となる2026年度は、「利益の可視化に向けた構造改革の実践」を基本テーマとし、2年間で顕在化した生産性や成長面における課題に対処しつつ、利益創出のための新たな仕組みを実行に移してまいります。

全ての部門で展開される成長戦略を確実に実行し、それらを習慣化することで持続して成果を上げていく企業文化を作り上げ、『快適環境のソリューショングループ』として進化し続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



2026年5月  
代表取締役社長  
小倉 博之

## 目次

第80期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	8
事業報告	44
連結計算書類	66
計算書類	68
監査報告	70
株主メモおよびトピックス	76

## 社 是

### 誠実 努力 奉仕

誠実とは心のふれあいである。  
真心のふれあいで信頼は生まれる。  
努力とは創造する行為の持続力である。  
奉仕は自発的な行為、行動で  
お客様や社会のお役に立つこと。

## 経営理念

私たちは、常にお客様の立場に立って行動します  
私たちは、優れた品質で社会の発展に貢献します  
私たちは、積極性と和を重んじ日々前進します

## CSR憲章

1. 成長と共に
2. 社会と共に
3. 地球と共に
4. 働く仲間と共に

株主各位

証券コード 5930  
2026年5月29日

東京都文京区西片一丁目17番3号

**文化シヤッター株式会社**

代表取締役会長 潮崎敏彦

## 第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.bunka-s.co.jp/ir/individual/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「文化シヤッター」または「コード」に当社証券コード「5930」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2026年6月16日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月17日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区西片一丁目17番3号  
文化シャッター株式会社 本社 2階ホール  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項1. 第80期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類なら  
びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第80期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

#### <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 ギルトンらによる当社株券等の大規模買付行為等の蓋然性が高い状況（有事）を踏まえた、対抗措置の条件付き発動に関する承認の件

#### <株主提案（第5号議案）>

- 第5号議案 監査等委員でない取締役2名選任の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

##### (1) 書面による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月16日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

##### (2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、7頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、2026年6月16日（火曜日）午後5時30分までに行使してください。

##### (3) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

##### (4) 当社定款第22条において当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名以内と定められています。

他方、＜会社提案＞第2号議案では取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任を提案し、また、＜株主提案＞第5号議案では監査等委員でない取締役2名の選任が提案されており、両議案すべての候補者が選任されると、当社の定款に定める取締役（監査等委員である取締役を除く。）の定員枠を超えてしまいますので、両議案は両立しない議案となっております。

つきましては、書面およびインターネットによる議決権行使を含め、株主の皆様には取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者11名全員について賛否をお示しいただき、原則として書面およびインターネットを含め、過半数のご賛同を得た取締役候補者を選任するものとさせていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者が9名を超えた場合には、賛成の議決権個数が多い取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者から順に9名を上限として選任するものといたします。

会社提案第2号議案および株主提案第5号議案には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者11名全員について賛否をお示しください。なお、賛否の議決権行使を9名に限るとの取り扱いはいたしません。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会の招集に際しては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面（以下「交付書面」といいます。）を送付しております。ただし、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、交付書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は前記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

また、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 **2026年6月17日（水曜日）午前10時**

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2026年6月16日（火曜日）午後5時30分到着分まで**

## インターネット等で議決権を行使される場合



7頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 **2026年6月16日（火曜日）午後5時30分入力完了分まで**

※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 書面による議決権行使のご案内



行使期限：2026年6月16日（火曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送願います。

当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否ご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

※各議案につき賛否のご表示が無い場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

### 記入方法のご案内

| 議決権行使書                                                                                                               |       | 株主番号  | 議決権行使回数                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |       |  |  | 個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  |  |  |       |       |       |       |       |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                             |      |       |   |   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|-------|-------|-------|-------|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|---|---|
| <b>文化シヤッター株式会社</b> 御中<br>私は、2026年6月17日開催の貴社第80期定時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。<br>2026年 月 日 |       |       | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">会社提案</th> </tr> <tr> <th>第1号議案</th> <th>第2号議案</th> <th>第3号議案</th> <th>第4号議案</th> <th>第5号議案</th> </tr> </thead> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> |       |  |  | 会社提案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  | 第1号議案 | 第2号議案 | 第3号議案 | 第4号議案 | 第5号議案 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | <table border="1"> <thead> <tr> <th>株主提案</th> </tr> <tr> <th>第5号議案</th> </tr> </thead> <tr> <td>○</td> </tr> <tr> <td>○</td> </tr> </table> | 株主提案 | 第5号議案 | ○ | ○ |
| 会社提案                                                                                                                 |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |  |  |  |       |       |       |       |       |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                             |      |       |   |   |
| 第1号議案                                                                                                                | 第2号議案 | 第3号議案 | 第4号議案                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 第5号議案 |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |  |  |  |       |       |       |       |       |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                             |      |       |   |   |
| ○                                                                                                                    | ○     | ○     | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ○     |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |  |  |  |       |       |       |       |       |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                             |      |       |   |   |
| ○                                                                                                                    | ○     | ○     | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ○     |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |  |  |  |       |       |       |       |       |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                             |      |       |   |   |
| 株主提案                                                                                                                 |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |  |  |  |       |       |       |       |       |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                             |      |       |   |   |
| 第5号議案                                                                                                                |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |  |  |  |       |       |       |       |       |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                             |      |       |   |   |
| ○                                                                                                                    |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |  |  |  |       |       |       |       |       |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                             |      |       |   |   |
| ○                                                                                                                    |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |  |  |  |       |       |       |       |       |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                             |      |       |   |   |
| 各議案につき賛否の表示をされたい場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。<br><br>文化シヤッター株式会社                                      |       |       | （ご注意）株主提案の議案につきましては、当社取締役会は反対しております。第5号議案につき、株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。                                                                                                                                                                                                                 |       |  |  | <b>お願い</b><br>1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月16日午後5時30分までに到着するようにご返送ください。<br>2. 第2号議案および第5号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。<br>3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。<br>4. 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにてアクセスし2026年6月16日午後5時30分までにご行使ください。この場合、議決権行使書を送送される必要はありません。 |  |  |  |  |       |       |       |       |       |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                             |      |       |   |   |
|                                                                                                                      |       |       | インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。                                                                                                                                                                                                                         |       |  |  | スマートフォン用議決権行使ウェブサイトでQRコードをスキャンして投票してください。<br>文化シヤッター株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |  |  |  |       |       |       |       |       |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                             |      |       |   |   |

第1号議案から第4号議案までは当社取締役会からご提案させていただきます。

第5号議案は一部の株主さまからのご提案です。取締役会としてはこの議案に反対しております。詳細は36頁以降をご参照ください。

### 記入例

会社提案・取締役会の意見にご賛成いただける場合

| 会社提案  |       |       |       |       | 株主提案  |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 第1号議案 | 第2号議案 | 第3号議案 | 第4号議案 | 第5号議案 | 第5号議案 |
| ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     |
| ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     |

会社提案・取締役会の意見に反対、株主提案に賛成される場合

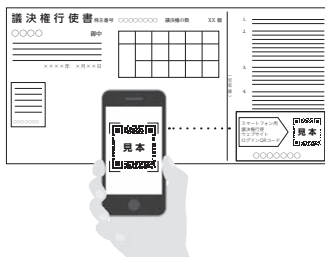
| 会社提案  |       |       |       |       | 株主提案  |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 第1号議案 | 第2号議案 | 第3号議案 | 第4号議案 | 第5号議案 | 第5号議案 |
| ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     |
| ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     |

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

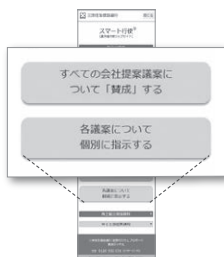
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、持続的な利益確保による安定した財務基盤の維持と株主の皆様への安定配当の継続を念頭に、当事業年度の業績を勘案いたしまして、以下のとおり第80期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金37円といたしたいと存じます。

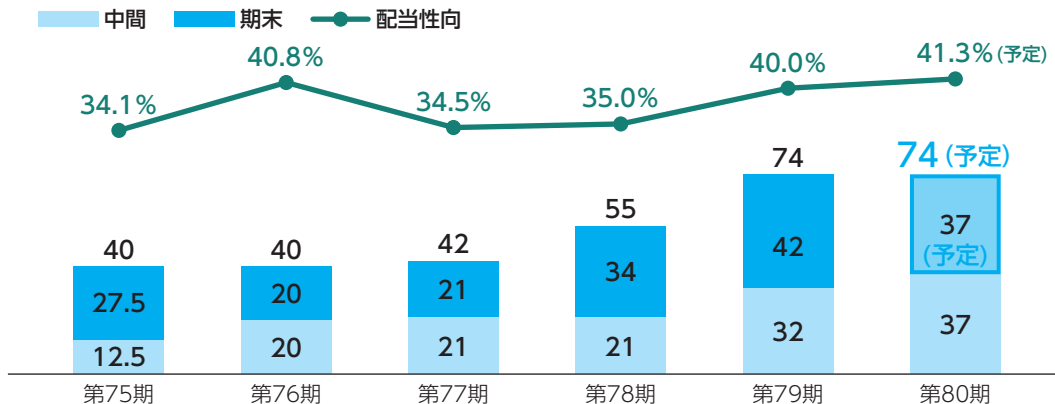
なお、この場合の配当総額は2,613,617,174円となります。

(2025年12月1日に中間配当金として1株につき37円を支払済みでありますので、当事業年度の配当金は1株につき74円となります。)

(3) 剰余金の配当の効力発生日

2026年6月18日といたしたいと存じます。

【ご参考】 1株当たりの配当金の推移



## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、取締役会からの諮問により独立社外取締役を委員長とし構成員の過半数とする指名・報酬委員会における審議等を経ております。また、当社の監査等委員会は全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者およびその選任理由は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                     | 性別 | 現在の当社における地位・担当           |            |
|-------|------------------------|----|--------------------------|------------|
| 1     | しお ざき とし ひこ<br>潮 崎 敏 彦 | 男性 | 代表取締役会長                  | 再任         |
| 2     | お ぐら ひろ ゆき<br>小 倉 博 之  | 男性 | 代表取締役社長 執行役員社長           | 再任         |
| 3     | み た みつる<br>三 田 充       | 男性 | 取締役 常務執行役員 営業、設計、施工担当    | 再任         |
| 4     | いち かわ はる ひこ<br>市 川 治 彦 | 男性 | 取締役 常務執行役員 業務、グループ、海外担当  | 再任         |
| 5     | おお おか ただ ひと<br>大 岡 忠 仁 | 男性 | 取締役 上席執行役員 製造、新事業、商品開発担当 | 再任         |
| 6     | ご とう のぶ き<br>後 藤 伸 樹   | 男性 | 取締役                      | 再任 社外 独立役員 |
| 7     | くすの せ れい こ<br>楠 瀬 玲 子  | 女性 | 取締役                      | 再任 社外 独立役員 |
| 8     | もり た すみ え<br>森 田 純 恵   | 女性 | 取締役                      | 再任 社外 独立役員 |
| 9     | むら かみ か よ<br>村 上 佳 代   | 女性 | 取締役                      | 再任 社外 独立役員 |

- (注) 1. 後藤伸樹、楠瀬玲子、森田純恵、村上佳代の4氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 後藤伸樹、楠瀬玲子の両氏は、2024年6月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年間であります。また、森田純恵、村上佳代の両氏は、2025年6月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年間であります。
3. 当社は、後藤伸樹、楠瀬玲子、森田純恵、村上佳代の4氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める合計額としており、4氏の再任が承認された場合、4氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 社外取締役候補者である楠瀬玲子氏が株式会社NIPPOの社外取締役として在任中の2024年4月20日、同社は、同社子会社が納入した一部工事において設計図書と異なる仕様のアスファルト合材が使用されていた事実を社外公表し、2025年4月11日、同社は国土交通省の地方整備局等から最長4か月の指名停止措置を受けました。同氏は、同社の社外取締役として、かねてより取締役会において法令・コンプライアンス遵守の重要性を指摘するとともに、内部通報体制の運用状況の監督、リスク管理体制の運用状況の監督と改善に向けた指摘を行ってきました。本件情報に接した以降は、コンプライアンス遵守と企業価値毀損リスク低減に向けて、経営陣とコミュニケーションを実施し、外部調査委員会の設置や社内の取り組みが適切に実施されるよう監督を行うことを通じて、その責務を果たしています。
6. 楠瀬玲子氏の戸籍上の氏名は、石井玲子であります。
7. 村上佳代氏の戸籍上の氏名は、金澤佳代であります。



### ■所有する当社の株式数

102,400株

### ■略歴、地位および担当

|              |     |                       |
|--------------|-----|-----------------------|
| 1970年（昭和45年） | 3月  | 当社入社                  |
| 1984年（昭和59年） | 4月  | 当社 福岡工場長              |
| 1987年（昭和62年） | 4月  | 当社 福岡支店長              |
| 1990年（平成2年）  | 4月  | 当社 千葉支店長              |
| 1993年（平成5年）  | 4月  | 当社 システム部長             |
| 1998年（平成10年） | 10月 | 当社 人事部長               |
| 2006年（平成18年） | 4月  | 当社 執行役員 人事部長          |
| 2007年（平成19年） | 4月  | 当社 執行役員 業務担当          |
| 2007年（平成19年） | 6月  | 当社 取締役 上席執行役員 業務担当    |
| 2009年（平成21年） | 4月  | 当社 取締役 上席執行役員 企画管理本部長 |
| 2011年（平成23年） | 4月  | 当社 取締役 常務執行役員 業務担当    |
| 2012年（平成24年） | 6月  | 当社 取締役 専務執行役員 業務担当    |
| 2016年（平成28年） | 4月  | 当社 代表取締役社長 執行役員社長     |
| 2021年（令和3年）  | 4月  | 当社 代表取締役会長（現在に至る）     |

### ■重要な兼職の状況

一般社団法人 日本シャッター・ドア協会 会長

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■取締役候補者として指名する理由

潮崎敏彦氏は、1970年の入社以来、製造部門や営業部門、本社管理部門の責任者を歴任するなど、当社グループにおける多くの業務での幅広い経験を有しております。2007年の当社取締役就任以後は、主に管理部門およびグループ会社の業務執行を統括し、当社グループの業容拡大に貢献しております。その後、2016年には代表取締役社長に就任、5カ年の中期経営計画の実行を強力に牽引し、2021年の代表取締役会長就任以後は、取締役会議長をはじめとして、当社グループ全体の事業経営に取り組むなど、取締役としての職責を果たしております。

上記に加えて、現在は（一社）日本シャッター・ドア協会の会長も務め、防火設備、防災事業の普及・促進等、安全・安心に関わる社会的な事業活動の推進・向上を図っております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。



### ■略歴、地位および担当

|              |    |                          |
|--------------|----|--------------------------|
| 1980年（昭和55年） | 7月 | 当社入社                     |
| 2002年（平成14年） | 4月 | 当社 南九州支店長                |
| 2005年（平成17年） | 4月 | 当社 九州特販支店長               |
| 2008年（平成20年） | 4月 | 当社 中四国支社長                |
| 2010年（平成22年） | 4月 | 当社 執行役員 九州支社長            |
| 2011年（平成23年） | 4月 | 当社 執行役員 西日本事業本部長         |
| 2011年（平成23年） | 6月 | 当社 取締役 上席執行役員 西日本事業本部長   |
| 2016年（平成28年） | 4月 | 当社 取締役 上席執行役員 ビル建材事業本部長  |
| 2018年（平成30年） | 4月 | 当社 取締役 常務執行役員 営業担当       |
| 2021年（令和3年）  | 4月 | 当社 代表取締役社長 執行役員社長（現在に至る） |

### ■重要な兼職の状況

なし

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■所有する当社の株式数

36,500株

### ■取締役候補者として指名する理由

小倉博之氏は、1980年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2011年の当社取締役就任以後は、西日本エリアの営業部門責任者、大手ゼネコン担当部門の責任者、営業部門の統括責任者を歴任し、2021年の代表取締役社長に就任以後は、3カ年の中期経営計画の実行において強いリーダーシップを発揮、また2024年からは新たな中期経営計画の実行に取り組むなど、当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。



### ■略歴、地位および担当

1982年（昭和57年）4月 当社入社  
 2001年（平成13年）4月 当社 多摩支店長  
 2005年（平成17年）4月 当社 神奈川支店長  
 2009年（平成21年）4月 当社 福岡支店長  
 2011年（平成23年）4月 当社 中部支店長  
 2013年（平成25年）4月 当社 執行役員 特需事業本部長  
 2014年（平成26年）4月 文化シャッターサービス株式会社 代表取締役社長  
 2018年（平成30年）4月 当社 常務執行役員 ビル建材事業本部長  
 2018年（平成30年）6月 当社 取締役 上席執行役員 ビル建材事業本部長  
 2021年（令和3年）4月 当社 取締役 常務執行役員 東日本事業本部長  
 2024年（令和6年）4月 当社 取締役 常務執行役員 営業、設計、施工担当  
 （現在に至る）

### ■所有する当社の株式数

18,700株

### ■重要な兼職の状況

なし

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■取締役候補者として指名する理由

三田充氏は、1982年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。その後、2013年からは新事業部門の責任者、2014年からは当社製品のアフターメンテナンス等を手掛けるグループ会社の社長、2018年の当社取締役就任以後は、主に大手ゼネコン担当部門の責任者および東日本エリアの営業部門の責任者を歴任、2024年からは営業、設計、施工部門の統括責任者として当社グループの業容拡大に貢献するなど、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

**■略歴、地位および担当**

|              |    |                                   |
|--------------|----|-----------------------------------|
| 1983年（昭和58年） | 4月 | 当社入社                              |
| 2007年（平成19年） | 4月 | 当社 人事部長                           |
| 2012年（平成24年） | 4月 | 当社 人事総務部長                         |
| 2013年（平成25年） | 4月 | 当社 執行役員 人事総務部長                    |
| 2016年（平成28年） | 4月 | 当社 常務執行役員 業務担当                    |
| 2018年（平成30年） | 6月 | 当社 取締役 上席執行役員 業務担当                |
| 2021年（令和3年）  | 4月 | 当社 取締役 常務執行役員 業務担当                |
| 2024年（令和6年）  | 4月 | 当社 取締役 常務執行役員 業務、海外担当             |
| 2026年（令和8年）  | 4月 | 当社 取締役 常務執行役員 業務、グループ、海外担当（現在に至る） |

**■重要な兼職の状況**

なし

**■当社との特別の利害関係**

なし

**■所有する当社の株式数**

25,000株

**■取締役候補者として指名する理由**

市川治彦氏は、1983年の入社以来、主に本社管理部門における人事・労務や総務等の専門的知見を有するほか、営業推進部門における幅広い業務経験も有しております。2016年以後は経理、財務、グループ経営等を含めた本社管理部門の統括責任者、2018年の当社取締役就任以後も同様に本社管理部門の統括責任者として、また、2026年からは新たにグループ担当としての役割も加わり、当社グループの業容拡大に貢献するなど、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。



### ■略歴、地位および担当

|              |    |                                    |
|--------------|----|------------------------------------|
| 1984年（昭和59年） | 4月 | 当社入社                               |
| 2013年（平成25年） | 4月 | 当社 秋田工場長                           |
| 2015年（平成27年） | 4月 | 当社 製造企画部長                          |
| 2018年（平成30年） | 4月 | 当社 執行役員 製造企画部長                     |
| 2020年（令和2年）  | 4月 | 当社 常務執行役員 製造担当                     |
| 2024年（令和6年）  | 4月 | 当社 常務執行役員 製造、新事業、商品開発担当            |
| 2024年（令和6年）  | 6月 | 当社 取締役 上席執行役員 製造、新事業、商品開発担当（現在に至る） |

### ■重要な兼職の状況

なし

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■所有する当社の株式数

5,300株

### ■取締役候補者として指名する理由

大岡忠仁氏は、1984年の入社以来、主に製造、技術部門における業務経験や専門的知見を有しております。2020年以降は、製造、品質保証、購買等を含めた製造部門の統括責任者として、また、2024年からは新たに新事業、商品開発担当としての役割も加わり、同年の当社取締役就任以後も同様に当社グループの業容拡大に貢献するなど、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

**■所有する当社の株式数**

900株

**■略歴、地位および担当**

|              |     |                                                                |
|--------------|-----|----------------------------------------------------------------|
| 1983年（昭和58年） | 4月  | 東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社                                |
| 1990年（平成2年）  | 12月 | 東京海上エム・シー投資顧問株式会社（現東京海上アセットマネジメント株式会社）出向                       |
| 1999年（平成11年） | 7月  | 同社 運用第一部長                                                      |
| 2003年（平成15年） | 7月  | 同社 投資調査部長                                                      |
| 2006年（平成18年） | 4月  | 同社 執行役員 投信本部長                                                  |
| 2013年（平成25年） | 7月  | 東京海上不動産投資顧問株式会社 代表取締役兼執行役員社長（2016年10月 東京海上アセットマネジメント株式会社に吸収合併） |
| 2016年（平成28年） | 10月 | 東京海上アセットマネジメント株式会社 常務取締役兼不動産本部長                                |
| 2018年（平成30年） | 4月  | 同社 常務取締役兼オルタナティブ運用本部長                                          |
| 2020年（令和2年）  | 4月  | 同社 常務執行役員兼管理本部長                                                |
| 2022年（令和4年）  | 4月  | 同社 常務執行役員兼運用本部長                                                |
| 2024年（令和6年）  | 6月  | 当社 社外取締役（現在に至る）                                                |

**■重要な兼職の状況**

なし

**■当社との特別の利害関係**

なし

**■社外取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要**

後藤伸樹氏は、2024年の当社取締役就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に当社取締役会および取締役の業務執行に対する監督を行っております。

また、大手資産運用会社の経営に携わってきたことによる幅広い見識や、投資家、株主視点での高い専門性を有しており、それらを活かし、独立、客観的な立場から取締役会での議論を通じて監督機能を高めることができると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者として指名いたします。



■所有する当社の株式数  
900株

### ■略歴、地位および担当

|              |     |                                          |
|--------------|-----|------------------------------------------|
| 1990年（平成2年）  | 4月  | 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入社                  |
| 1998年（平成10年） | 8月  | ハイペリオン株式会社（現オラクル・コーポレーション）入社             |
| 2001年（平成13年） | 10月 | 富士重工業株式会社（現株式会社SUBARU）入社                 |
| 2005年（平成17年） | 10月 | 同社 広報IR室長                                |
| 2011年（平成23年） | 7月  | 同社 スバル海外第一事業本部 北米企画部次長                   |
| 2013年（平成25年） | 6月  | 株式会社LIXIL トイレ洗面GBU CFO                   |
| 2015年（平成27年） | 4月  | 同社 執行役員 LIXIL Water Technology Japan CFO |
| 2019年（令和元年）  | 7月  | 同社 理事 経理財務本部 経理標準化推進部長                   |
| 2020年（令和2年）  | 2月  | 日本板硝子株式会社 常務執行役員副CFO                     |
| 2020年（令和2年）  | 7月  | 同社 執行役常務CFO                              |
| 2022年（令和4年）  | 5月  | 株式会社NIPPO 社外取締役（現在に至る）                   |
| 2024年（令和6年）  | 6月  | 当社 社外取締役（現在に至る）                          |
| 2024年（令和6年）  | 6月  | 帝人株式会社 社外取締役（現在に至る）                      |

### ■重要な兼職の状況

株式会社NIPPO 社外取締役  
帝人株式会社 社外取締役

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■社外取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要

楠瀬玲子氏は、2024年の当社取締役就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に当社取締役会および取締役の業務執行に対する監督を行っております。

また、大手メーカーの経営に携わってきたことによる幅広い見識や、複数のメーカーにおいて海外事業、IR担当、CFOを経験するなど、豊富な経験と専門性を有しており、それらを活かして、独立、客観的な立場から取締役会での議論を通じて監督機能を高めることができると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者として指名いたします。

候補者  
番号

8

もり た すみ え  
森 田 純 恵

1960年（昭和35年）5月8日生

再任

社外

独立役員



### ■略歴、地位および担当

|              |     |                                                           |
|--------------|-----|-----------------------------------------------------------|
| 1983年（昭和58年） | 4月  | 富士通株式会社入社                                                 |
| 2005年（平成17年） | 7月  | 同社 通信部門SEI CMMI L3認定プロジェクト推進部門<br>プロジェクト部長                |
| 2006年（平成18年） | 9月  | 同社 次世代ネットワークBT21CNプロジェクト推進部<br>門部長                        |
| 2008年（平成20年） | 10月 | 同社 ネットワークプロダクトグローバル製品企画部門<br>プロジェクト統括部長                   |
| 2010年（平成22年） | 10月 | 同社 ネットワークプロダクト北米向け伝送装置ソフト<br>開発部門 統括部長                    |
| 2014年（平成26年） | 4月  | 株式会社富士通研究所（現富士通株式会社）ものづくり<br>技術研究所 主席研究員                  |
| 2015年（平成27年） | 4月  | 同社 ソフトウェア研究所主席研究員 兼<br>富士通株式会社共通ソフトウェア開発技術本部<br>シニアディレクター |
| 2018年（平成30年） | 1月  | 株式会社富士通ゼネラル（現株式会社ゼネラル）<br>空調機システム開発部主席部長                  |
| 2019年（平成31年） | 4月  | 同社 経営執行役（空調機システム開発担当）                                     |
| 2022年（令和4年）  | 4月  | 公立大学法人秋田県立大学システム科学技術学部<br>情報工学科 教授（現在に至る）                 |
| 2023年（令和5年）  | 3月  | 住友重機械工業株式会社 社外取締役（現在に至る）                                  |
| 2024年（令和6年）  | 6月  | 日本光電工業株式会社 社外取締役（現在に至る）                                   |
| 2025年（令和7年）  | 6月  | 当社 社外取締役（現在に至る）                                           |

### ■所有する当社の株式数

300株

### ■重要な兼職の状況

公立大学法人秋田県立大学システム科学技術学部情報工学科 教授  
住友重機械工業株式会社 社外取締役  
日本光電工業株式会社 社外取締役

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■社外取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要

森田純恵氏は、2025年の当社取締役就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に当社取締役会および取締役の業務執行に対する監督を行っております。

また、大手情報通信会社においてグローバルな視点で経営に携わってきたことによる幅広い見識や、情報通信、情報ネットワーク分野の製品開発者としての豊富な実務経験、また、現在、大学教授を務めるなど情報工学の専門家として豊富な知識を有しており、それらを活かして、独立、客観的な立場から取締役会での議論を通じて監督機能を高めることができると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者として指名いたします。



### ■所有する当社の株式数

300株

### ■略歴、地位および担当

|              |     |                                                                |
|--------------|-----|----------------------------------------------------------------|
| 1996年（平成8年）  | 12月 | 有限会社エムケイコネット設立                                                 |
| 2001年（平成13年） | 5月  | ネットイヤーグループ株式会社入社                                               |
| 2007年（平成19年） | 3月  | カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社<br>ツタヤオンラインメディア事業部<br>マーケティングマネージャー    |
| 2012年（平成24年） | 9月  | 楽天株式会社入社（現楽天グループ株式会社）<br>楽天イーモバイル株式会社（現楽天モバイル株式会社）<br>マネージャー兼務 |
| 2013年（平成25年） | 9月  | 株式会社P.G.C.D.ジャパン入社<br>上場準備室 マネージャー                             |
| 2016年（平成28年） | 10月 | 株式会社シナプス入社 コンサルタント                                             |
| 2020年（令和2年）  | 6月  | エン・ジャパン株式会社（現エン株式会社）社外取締役                                      |
| 2020年（令和2年）  | 7月  | Kazu and Company 合同会社 代表社員 CEO<br>（現在に至る）                      |
| 2023年（令和5年）  | 4月  | 一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター<br>アドバイザーフェロー（現在に至る）                   |
| 2023年（令和5年）  | 6月  | 株式会社三陽商会 社外取締役（現在に至る）                                          |
| 2024年（令和6年）  | 6月  | プレス工業株式会社 社外取締役監査等委員（現在に至る）                                    |
| 2025年（令和7年）  | 6月  | 当社 社外取締役（現在に至る）                                                |

### ■重要な兼職の状況

Kazu and Company 合同会社 代表社員 CEO  
株式会社三陽商会 社外取締役  
プレス工業株式会社 社外取締役監査等委員  
一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター アドバイザーフェロー

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■社外取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要

村上佳代氏は、2025年の当社取締役就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に当社取締役会および取締役の業務執行に対する監督を行っております。

また、企業経営者としての幅広い見識や経営学修士（MBA）としての体系立った経営理論、DX（デジタルトランスフォーメーション）の専門の見地と豊富な実務経験、それらを活かして独立、客観的な立場から取締役会での議論を通じて監督機能を高めることができると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者として指名いたします。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役嶋村和恵氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたします。つきましては、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案につきましては、取締役会からの諮問により独立社外取締役を委員長とし構成員の過半数とする指名・報酬委員会における審議等を経て決定しております。また、本議案は監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者およびその選任理由は次のとおりであります。

| 氏名              | 性別 | 現在の当社における地位・担当                  |
|-----------------|----|---------------------------------|
| たき じゅんこ<br>滝 順子 | 女性 | —                               |
|                 |    | <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b> |

- (注) 1. 滝順子氏は、新任の社外取締役候補者であり、同氏の新任が承認された場合には、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
2. 当社は、滝順子氏の新任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める合計額としております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

たき  
滝  
じゅん こ  
順子

1967年（昭和42年）7月17日生

新任

社外

独立役員



### ■略歴、地位および担当

|              |     |                              |                   |
|--------------|-----|------------------------------|-------------------|
| 1990年（平成2年）  | 4月  | オリックス株式会社                    | 入社                |
| 1997年（平成9年）  | 10月 | 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）         | 入所                |
| 2001年（平成13年） | 3月  | 公認会計士登録                      |                   |
| 2017年（平成29年） | 11月 | 住江織物株式会社（現SUMINOE株式会社）       | 入社                |
| 2019年（令和元年）  | 8月  | 同社 管理本部 グローバル統括室部長 兼 経営企画室部長 |                   |
| 2021年（令和3年）  | 2月  | 滝公認会計士事務所 代表（現在に至る）          |                   |
| 2022年（令和4年）  | 5月  | イオンモール株式会社                   | 社外取締役             |
| 2022年（令和4年）  | 6月  | 新田ゼラチン株式会社                   | 社外監査役             |
| 2022年（令和4年）  | 6月  | 日本化学産業株式会社                   | 社外取締役（現在に至る）      |
| 2024年（令和6年）  | 6月  | 小田急電鉄株式会社                    | 社外取締役監査等委員（現在に至る） |

### ■所有する当社の株式数

0株

### ■重要な兼職の状況

滝公認会計士事務所 代表  
日本化学産業株式会社 社外取締役  
小田急電鉄株式会社 社外取締役監査等委員

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■監査等委員である取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要

滝順子氏は、公認会計士として、大手監査法人の監査業務に従事してきたことによる豊富な経験や、メーカーにおいてグローバル統括室部長および経営企画室部長を務めるなど幅広い見識と高い専門性を有しており、これらを活かして客観的かつ中立的な立場から経営チェックを行うことができるものと判断し、同氏を新たに監査等委員である取締役として指名いたします。

なお、同氏は、当社の会計監査人であった有限責任あずさ監査法人の出身者ではありますが、同氏が当社の会計監査人であったのは2007年までであり、同氏が当社の会計監査人でなくなって以降20年近くが経過しております。また、当社と同氏の現在および過去に在籍していた企業との取引規模は、当社および当該企業の年間連結売上高の1%未満であります。さらに、同氏は公認会計士であり、滝公認会計士事務所を開所しておりますが、当社は同氏個人または同公認会計士事務所が多額の金銭その他の財産を供与したことはなく、独立性を有しております。

## ＜ご参考＞ 本定時株主総会後の取締役会の構成（スキル・マトリックス）

当社は、『快適環境ソリューショングループ』として、人、社会、環境にやさしい「多彩なものづくり」とそれらの「サービス」を通じて社会の発展に貢献し、人々の幸せを実現することを使命としております。

取締役会の構成については、上記長期ビジョンの実現ならびに取締役会における多様性や専門性確保の観点から、当事業に精通した社内出身者とともに、他社における経営経験者、法律、金融、デジタル技術開発、DX推進、会計の専門家等を選任するなど、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理、ガバナンスの維持・向上に適した人材等のバランスを考慮したうえで、当社の経営に必要なスキルを特定しております。

本定時株主総会において第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成および専門性は以下のとおりです。

|                       | 氏名         | 社外 | 性別 | 企業<br>経営 | 業界知識<br>・知見 | ガバナンス<br>リスクマネジメント<br>内部統制 | 人事・労務<br>人材育成<br>社会課題 | 財務会計<br>金融<br>M&A<br>対話 | 営業<br>マーケテ<br>ィング | 商品開発<br>品質管理<br>製造・調達 | 国際経験<br>海外ビジ<br>ネス | デジタル<br>技術開発<br>DX推進 |
|-----------------------|------------|----|----|----------|-------------|----------------------------|-----------------------|-------------------------|-------------------|-----------------------|--------------------|----------------------|
| 取<br>締<br>役           | 潮崎 敏彦      |    | 男性 | ○        | ○           | ○                          | ○                     | ○                       | ○                 | ○                     |                    |                      |
|                       | 小倉 博之      |    | 男性 | ○        | ○           | ○                          | ○                     | ○                       | ○                 |                       |                    |                      |
|                       | 三田 充       |    | 男性 | ○        | ○           |                            |                       |                         | ○                 |                       |                    |                      |
|                       | 市川 治彦      |    | 男性 | ○        | ○           | ○                          | ○                     | ○                       |                   |                       | ○                  | ○                    |
|                       | 大岡 忠仁      |    | 男性 | ○        | ○           |                            |                       |                         |                   | ○                     |                    |                      |
|                       | 後藤 伸樹      | ○  | 男性 | ○        |             |                            |                       | ○                       |                   |                       |                    |                      |
|                       | 楠瀬 玲子      | ○  | 女性 | ○        | ○           |                            | ○                     | ○                       |                   |                       | ○                  |                      |
|                       | 森田 純恵      | ○  | 女性 | ○        |             |                            | ○                     |                         |                   | ○                     | ○                  | ○                    |
|                       | 村上 佳代      | ○  | 女性 | ○        |             |                            | ○                     |                         | ○                 | ○                     |                    | ○                    |
| 取<br>締<br>等<br>委<br>員 | 監査<br>上坂 基 |    | 男性 |          | ○           | ○                          | ○                     |                         |                   |                       |                    | ○                    |
|                       | 藤田 昇三      | ○  | 男性 | ○        |             | ○                          | ○                     |                         |                   |                       | ○                  |                      |
|                       | 阿部 和史      | ○  | 男性 |          |             | ○                          | ○                     | ○                       |                   | ○                     |                    |                      |
|                       | 早坂 善彦      | ○  | 男性 | ○        | ○           | ○                          |                       |                         | ○                 |                       |                    |                      |
|                       | 滝 順子       | ○  | 女性 |          |             | ○                          | ○                     | ○                       |                   |                       | ○                  |                      |

(注) 一覧表は各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

## スキルの各項目について

### ■企業経営

当社および他社等における業務執行取締役経験者

### ■業界知識、知見

シャッター業界、建設・建築関連業界出身者

### ■ガバナンス、リスクマネジメント、内部統制

当社および他社等におけるガバナンス、リスクマネジメント、内部統制部門の責任者および相当程度の知見保有者

### ■人事・労務、人材育成、社会課題

当社および他社等における人事・労務、人材育成部門責任者および相当程度の知見保有者  
社会課題とは、環境対応および多様性の確保の意を含んでおり、当社および他社等における部門責任者および相当程度の知見保有者

### ■財務会計、金融、M&A、対話

当社および他社等における財務会計、金融、M&A、資本市場との対話（I R・S R）における責任者および相当程度の知見保有者

### ■営業、マーケティング

営業については、当社および他社等における支店長以上の責任者および相当程度の知見保有者  
マーケティング（広告含む）については、当社および他社等における責任者および相当程度の知見保有者

### ■商品開発、品質管理、製造、調達

当社および他社等における商品開発部門、製造（工場）、購買、品質関連部門等の責任者および相当程度の知見保有者

### ■国際経験、海外ビジネス

当社および他社等における国際経験、海外ビジネス部門責任者および相当程度の知見保有者

### ■デジタル技術開発、DX推進

当社および他社等におけるデジタル技術開発、DX推進部門責任者および相当程度の知見保有者

## 第4号議案 ダルトンらによる当社株券等の大規模買付行為等の蓋然性が高い状況（有事）を踏まえた、対抗措置の条件付き発動に関する承認の件

### 提案の理由及び内容

#### 1 概要

当社は、2025年9月3日開催の取締役会において、①ダルトンら（注1）による当社株券等を対象とする株式買集め及び②ダルトンらによる当社株券等を対象とする大規模買付行為等（注2）が継続している状況下において企図されるに至ることがあり得る、他の大規模買付行為等への対応策（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております（注3）。

当社が現在置かれている状況は、以下の諸点から、いわゆる「有事」の状況にあるものと認識しております。

- ・ 下記2（1）のとおり、今後、ダルトンらが本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等を行う蓋然性が具体的に想定されること
- ・ 下記2（2）のとおり、ダルトンらによる大規模買付行為等が行われた場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が毀損される可能性が否定できないこと
- ・ 同じく、下記2（2）のとおり、ダルトンらは、2026年4月14日付けで、当社に対してダルトンらの関係者を取締役として選任する旨の株主提案を行っており、短期的な自己利益の追求のために、当社にMBOを誘導又は強要する可能性が高いと考えられること
- ・ 下記3のとおり、複数の機関投資家株主の皆様との対話において、ダルトンらの大規模買付行為等に関連した懸念が示されており、一般株主とダルトンらとの利益相反懸念が深刻化していること

以上の状況を踏まえ、下記4の独立委員会による勧告を最大限尊重した上、当社としては、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保の観点から、今後、ダルトンらが、本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等に着手したと認められることを条件として、本対応方針に基づく対抗措置（以下「本対抗措置」といいます。）を発動することの是非を当社の株主の皆様にお諮りする議案となります。本議案を上程することは、取締役全員（独立社外取締役8名を含みます。）の一致により、決議しております。

（注1） 「ダルトンら」とは、ダルトン・インベストメンツ・インク（Dalton Investments, Inc.）（以下「ダルトン」といいます。）、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド（NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC）（以下「NAVF」といいます。）、エヌエーブイエフ・セレクト・マスター・ファンド・エルピー（NAVF Select (Master) Fund LP）、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー（Dalton Investments LLC）、ダルトン・アドバイザリー株式会社、Rosenwald

Capital Management, Inc.、ライジング・サン・マネジメント (Rising Sun Management Ltd.) (以下「RSM」といいます。)、Hikari Acquisition、Michael 1925、ジェイエムビーオー・ファンド・リミテッドの総称です。

- (注2) 当社の2025年9月3日付けプレスリリース「ダルトンらによる当社の株券等を対象とする大規模買付行為等を踏まえた当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」(以下「本対応方針プレスリリース」といいます。)Ⅲ2(2)で定めるものをいいます。以下同じです。)
- (注3) 本対応方針の内容は、本対応方針プレスリリースをご参照ください。

なお、当社は、下記2(1)のとおり、本対応方針において、大規模買付者(本対応方針プレスリリースⅢ2(2)で定めるものをいいます。以下同じです。)が本対応方針を遵守しない場合には、株主意思確認総会を経ることなく、当社取締役会限りで本対抗措置を発動することとしています。本議案は、株主意思の尊重の観点から、本定時株主総会において、ダルトンらが、本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等に着手した場合における(その時点における独立委員会からの勧告を最大限尊重した上での)当社取締役会による本対抗措置の発動について、株主の皆様へ予めご承認をお願いするものです。

## 2 ダルトンらによる大規模買付行為等の当社取締役会の評価

### (1) 本対応方針所定の手続を遵守せず大規模買付行為等が行われる蓋然性

本対応方針においては、大規模買付者が本対応方針所定の手続を遵守する場合には、仮に、当社取締役会が、大規模買付行為等がなされることに反対であり、これに対して本対抗措置を発動すべきであると考えるときは、株主意思確認総会を開催し、当該発動につき株主の皆様のご承認を得ることとされています(本対応方針プレスリリースのⅢ2(3)④ご参照)。他方で、大規模買付者が、本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合には、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関し、大規模買付者から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために必要な時間を確保することができず、また、株主の皆様のご意思を確認する機会も確保することができないため、株主意思確認総会を経ることなく、特段の事由がない限り、本対抗措置を発動するとされています(本対応方針プレスリリースのⅢ2(3)⑤ご参照)。

**この点、以下の①～③の経緯及び事情を踏まえると、今後、ダルトンらが、本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等を行う蓋然性が具体的に想定されます。**

① ダルトンらが当社株券等を大量に保有する一方で、その目的が不明であること

ダルトンらは、本対応方針導入前の2025年6月10日時点で、株券等保有割合にして19.69%（議決権比率約19.93%）に相当する当社株券等を保有するに至っており、本対応方針導入後のダルトンらによる当社株券等の追加取得の事実は確認されていないものの、2026年4月1日時点で、株券等保有割合にして20.55%（議決権比率約21.01%）に相当する当社株券等を保有するに至っております。また、ダルトンらは、2025年8月27日に実施した当社との面談（以下「8月27日面談」といいます。）において、今後も当社株券等を更に買い集めることができる余地を確保するよう要請を行ったほか、同年11月28日時点に実施した当社との面談（以下「11月28日面談」といいます。）において、当社株式の売却の意向はない旨の発言を行っております。ダルトンらは、このように当社株券等を今後も継続的に保有する意向を明確に示すとともに、引き続き買増しを行う可能性を示唆しておきながら、8月27日面談や11月28日面談を含む過去の対話において、当社株券等の保有目的を具体的に明らかにしたことは一切ございません。

また、ダルトンらは、2025年9月9日、本対応方針に関するダルトンらの立場についての声明（以下「本声明」といいます。）を公表しております。もっとも、ダルトンらは、本声明を通じて事実と反する内容や恣意的な内容を一方的に発信しており、本声明は、当社が本対応方針を導入するに至った背景や目的についての事実を歪曲し、当社の株主の皆様を誤導しかねない内容となっております。とりわけ、本声明における「投資先の経営者に対し・・・特定の選択肢を強制・誘導することはありません」、「非公開化の条件は取締役会の決定事項であり、当社らが非公開化の条件の決定に関与し株主間の利益相反関係を作り出すことはありません」との主張は、ダルトンらが過去、当社に対して、マネジメント・バイ・アウト（以下「MBO」といいます。）の検討を繰り返し要請するとともに、ダルトンのチーフ・インベストメント・オフィサーであるRosenwald氏を含むダルトンらの関係者を社外取締役として招聘することを提案したことや、本声明の公表後に、ダルトンらが、2026年4月14日付けで、本定時株主総会における議案についてダルトンらの関係者を取締役として選任する旨の株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行っていることと明らかに矛盾しております（本声明に対する当社の見解の詳細については、当社の2025年9月22日付けプレスリリース「ダルトン・インベストメンツ・インクが2025年9月11日付けで公表した声明文についての当社見解に関するお知らせ」を、当該株主提案及びこれに対する当社の意見の詳細については、当社の2026年5月14日付けプレスリリース「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」をご参照ください。）。

加えて、ダルトンらは、2026年4月8日付けで提出した変更報告書No.15において、「状況に応じ、・・・潜在的な利益相反回避のため、より一層透明性の高い管理体制を求め、一般の少数株主等の意見を尊重する独立取締役の選任を求めるなどの役員構成の変更・・・に関する重要提案行為等を行う可能性がある」旨を明記しておりますが、その他に役員構成の

変更に関する提案を行う可能性については記載していません。本株主提案で提案されているように、ダルトンらの関係者が当社取締役として選任されれば当社一般株主の皆様との間で利益相反関係が生じることは明らかであると考えられるにもかかわらず、あたかも、そのような利益相反が生じることはなく、当社一般株主の皆様の意見が尊重されるかのような大量保有報告書の記載は、当社一般株主の皆様に対して、現時点で必ずしも明らかにされていないダルトンらの当社株券等の保有目的について誤導させかねないものであると考えております。

さらに、2026年4月22日、当社はダルトンらに対し、①当社株券等の追加取得又は処分の意向、②ダルトンらによる当社株券等の保有の継続又は議決権保有割合の引上げが当社の中長期的な企業価値向上及び株主共同の利益の確保に資するとの考えの有無及びその前提となる当社の具体的な経営方針又は企業価値向上策、並びに③ダルトンらが当社株券等を取得し、当社に対してMBOの実施や社外取締役の派遣の提案を行ってきた目的等について質問状を送付しました。これに対し、ダルトンらからは、同月28日、①現時点での当社株券等の追加取得又は処分の意向を否定しつつ、他方で、当社株式の追加取得を行わない旨の誓約書の差入れも拒絶する旨の回答、②ダルトンらによる当社株券等の保有は当社の企業価値向上及び株主共同の利益とは直接関係がなく、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益を図ることは当社経営陣の仕事である旨の回答、並びに③ダルトンらが過去当社に対してMBOの実施や社外取締役の派遣の提案を行ってきた目的は、本声明及び昨年12月にダルトンらが投資先企業の取締役会宛てに公表した声明（以下「12月声明」といいます。）のとおりである旨の回答がなされました（以下「4月28日付回答」といいます。）。かかる4月28日付回答を踏まえると、ダルトンらは、当社の具体的な企業価値向上策を一切有しないまま当社株券等の保有を継続する意向を有しており、当社株式の追加取得を行わない旨の誓約書の差入れも拒絶していることに鑑みれば、将来的には当社株券等を追加で取得する可能性を残しています。また、昨年9月時点の本声明におけるダルトンらの主張が現在も変わっておらず、当社株券等を保有する具体的な目的は引き続き不明であること、また、12月声明においては、ダルトンらが今後も投資先企業に対してMBOを提示する意向を有することが示唆されていたところ、4月28日付回答においても12月声明が引用されていることに鑑みれば、依然として、ダルトンらから当社に対してMBOの提案等が行われる懸念が払拭されていないことが認められます。

**これらの事情を踏まえると、ダルトンらが、市場内外で当社株券等をさらに買い集めるとともに、下記（2）のとおり、取締役の派遣等を通じてMBOの推進を企図している具体的可能性が存在しており、それにもかかわらず、現時点においても、ダルトンらが、当社株券等を大量に保有する具体的な目的等が明らかにされておりません。**

② ダルトンらの直近の他社に対する投資・提案行動

ダルトンらは、下記（２）において記載する当社に対する要請及び提案と同様に、直近において、他の投資先企業に対しても、株式の買集めと並行してMBOの提案やダルトンらの関係者を取締役として選任する旨の提案を行っております。

具体的には、ダルトンらは、あすか製薬ホールディングス（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場上場、証券コード4886、以下「あすか製薬HD」といいます。）の株式を継続的に買い集め、並行してMBOによる同社の非公開化を提案していたところ、同社が2025年7月1日付けで導入した有事型対応方針（以下「あすか製薬HD対応方針」といいます。）に対し、最大で議決権総数の30%程度まで同社株式の買集めを行う旨の大規模買付行為等趣旨説明書を提出しました。ダルトンらは、あすか製薬HD対応方針に基づく「情報リスト」への再三にわたる回答要請に応じず、一方的に本声明を公表し、また、同年9月30日に大規模買付趣旨説明書の取下書を提出したものの、同書において、あすか製薬HD対応方針の導入経緯及びその内容について一方的に批判するとともに、同年10月6日にもダルトンらのHP上で同様の主張内容を再度掲載しております。さらに、Rosenwald氏は、「情報リスト」への回答について、「生成AIを使えば済む話」と発言するなど、一般株主への情報提供の重要性やその利益への配慮を軽視した態度を示しています（9月30日付「日経ビジネス」に掲載の同氏に対するインタビュー記事参照）。さらにその後、あすか製薬HDは、2026年2月19日付のダルトングループとの面談及びRSMからの書簡において、(i)ダルトングループから社外取締役2名を受け入れ、かつ、あすか製薬HDとの間でStandstill Agreementを締結することを求める提案、及び(ii)あすか製薬HDが当該提案を受け入れない場合には、同社があすか製薬HD対応方針を撤回することを条件として、ダルトングループが、あすか製薬HD株式を既保有分を含め最大45%まで取得することを目的とする公開買付けを実施する用意がある旨を提案されるとともに、当該公開買付けに係る公開買付届出書のドラフトを受領しています。

さらに、ダルトンらは、2025年5月23日時点で株式会社ホギメディカル（東京証券取引所プライム市場上場、証券コード3593、以下「ホギメディカル」といいます。）の株式を株券等保有割合が26.38%に至るまで断続的に買い集めていた中、同年6月20日開催の定時株主総会において、非公開化を含むあらゆる経営方針の選択肢を検討すべきとの趣旨を提案理由として、3名の取締役候補者の選任に係る株主提案を行い、そのうちRosenwald氏のみが可決（但し、Rosenwald氏の取締役選任議案について、ダルトンら以外の一般株主の反対率は推計で約67.05%に達し、ダルトンら以外の一般株主から過半数の信任を得られていません。）されると、そのわずか約半年後の同年12月17日、ホギメディカルは同社の非公開化の実施を公表し、ダルトンらは同社の非公開化後に間接的に再出資（折り返し出資）することを合意しています。

この他にも、ダルトンらは、2026年1月5日、江崎グリコ株式会社（東京証券取引所プライム市場上場、証券コード2206）に対して書簡を送付し、同社の定時株主総会において株主提案

を行う意向を表明するとともに、同社が抱える構造的課題の解決策として、今後5年間にわたる大規模な自己株式取得又はダルトンらと協同した同社のMBOによる非公開化を提示した上で、同月19日、Rosenwald氏を含むダルトンらの関係者2名を取締役として選任する旨の提案や1年間で同社の発行済株式総数（自己株式を除く。）の約10%に相当する大規模な自己株式取得の実施の提案を含む株主提案を実施しております（なお、当該株主提案はいずれも否決されております。）。

### ③ 小括

以上のとおり、（i）ダルトンらは、当社株券等を大量に保有する具体的な目的等を明らかにしないまま、当社株券等の追加取得の可能性を否定しておらず、ダルトンらが市場内外で当社株券等をさらに買い集める具体的可能性が否定できない状況が依然として継続しており、（ii）ダルトンらは本声明において当社が本対応方針を導入するに至った背景や目的についての事実を歪曲し、恣意的な主張を一方向的に展開しているほか、4月28日付回答においても引き続き本声明及び12月声明を繰り返すとともに、直近において他の投資先企業に対しても株式の買集めと並行してMBOの提案やダルトンらの関係者の取締役としての派遣の提案を行いつつ、対応方針に定める手続の履践を軽視し、一般株主への情報提供の重要性やその利益への配慮を軽視した不誠実な態度を示していることを踏まえると、ダルトンらは、引き続き、本対応方針所定の手続を履践せず、当社に対して、下記（2）のとおりMBO等を通じたダルトンらの利益の実現のための選択を行うよう圧力をかける目的で大規模買付行為等を実施する具体的意向を有していると考えられ、今後、ダルトンらが、本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等を行う蓋然性が具体的に存在すると考えられます。

## （2）ダルトンらの大規模買付行為等による当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の毀損

上記（1）記載のとおり、本対応方針においては、大規模買付者が、本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合には、特段の事由がない限り、株主意思確認総会を経ることなく、本対抗措置を発動するとされています。そして、本対抗措置は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図るために発動されるものである（本対応方針プレスリリースⅢ1ご参照）ことから、「特段の事由がある場合」とは、大規模買付者が実行しようとする大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げないことが明らかである場合を指します。

この点、以下の①～③の経緯及び事情を踏まえると、今後、ダルトンらが、本対応方針所定の手続に従うことなく大規模買付行為等を実行した場合には、当社の中長期的な企業価値ない

## し株主の皆様共同の利益が毀損される可能性が否定できません。

### ① ダルトンらによる短期的な自己利益の追求のためのMBO等の提案

当社は、本対応方針プレスリリースにも記載しているとおり、ダルトンらが2023年10月に当社株券等に係る大量保有報告書を提出して以降、当社株券等を継続的に買い集めている状況下で、RSMから、2025年1月29日付け書簡により、RSM及びその投資家グループをパートナーとするMBOによって当社を非公開化することの提案を受けて以降、**ダルトンらよりMBOの提案を繰り返し受け付けております。**

\_\_また、4月28日付回答において、4月28日付回答においても引き続き本声明及び12月声明を繰り返していることに鑑みれば、本声明におけるダルトンらの主張が現在も変わっておらず、ダルトンらの意図に変わりはないことが強く推認され、さらに、12月声明においては、ダルトンらが今後も投資先企業に対してMBOを提示する意向を有することが示唆されました。

さらに、ダルトンらの投資先企業である株式会社T&K TOKA、トランコム株式会社やホギメディカルは、ダルトンらの大量の株式買集めの結果としてMBOや非公開化を実施するに至っており、また、いずれの事例においてもダルトンらによる公開買付けへの応募とその後の折り返し出資が行われている又は予定されている等、ダルトンらとその投資先企業に対して、ダルトンらの公開買付けの応募及び折り返し出資を伴うMBOや非公開化の実施を事実上強要していると疑われる事例や、ダルトンらの関係者が投資先企業の取締役役に就任した後に短期間でダルトンらの公開買付けの応募及び折り返し出資を伴うMBOや非公開化に誘導されていると窺われる事例が散見されます。さらに、NAVFは、自身の2024年版のアンニュアルレポートにおいて、「“We have stepped up our engagement with several of our largest holdings and continue to urge capital allocation improvements, even to the extent of calling for MBOs or threatening tender offers for controlling minorities of outstanding shares.” (当社は主要な保有銘柄数社との対話を強化し、資本配分の改善を継続的に要請しているほか、**さらにはMBOを求めたり、実質的な支配権を確保し得る株式を取得するためにTOBをせよと脅すこと(threatening tender offers) すら辞さない** [和訳及び下線強調は当社])」と記載し、MBOを強引に推し進める可能性があることを自ら認めています。

以上の事情を踏まえると、**ダルトンらが、当社株式に係る大規模買付行為等を実施する場合には、その主たる目的の1つがMBOの実現である可能性が高いと考えられます。**また、ダルトンらは、本対応方針導入以前から当社に対しプライベート・エクイティ・ファンド（以下「PEファンド」といいます。）主導のMBOを提案していますが、当社の企業価値向上策では、株主還元策、中長期的な事業環境変化に対応するための設備投資、M&A投資及び研究開発投資等での数百億円規模の資金需要を見込んでいるところ、一般に、**PE**

ファンド主導のMBOが行われた場合、対象会社が、利払い負担の大きいLBOローンに係る多額の借入金を背負うことになり、その元利金の返済義務の履行のために、機動的かつ大規模な成長投資が困難となる他、財務基盤が脆弱化するリスクがあります。そのため、当社としては、安定的な財務基盤の下、機動的な成長投資を行い、企業価値向上を実現するためには、MBOによる非公開化ではなく、上場維持が必要不可欠であると考えております。さらに、ダルトンらが想定していると考えられる、折り返し出資（ダルトンらがMBO実施時に一度、保有する当社株式を売却し、買付者が当社の全株式を保有した後に、ダルトンらが再度当社に出資するスキーム）を前提とするMBOについては、一般に、公開買付け後に折り返し出資が予定されている場合には、折り返し出資者（ダルトンら）にとっては、その後の出資額を抑える観点から、当該公開買付けの公開買付価格は高額でないことが望ましいということになるため、折り返し出資者と一般株主との間には利益相反の問題が発生します。したがって、折り返し出資を前提とするMBOは、当社の一般株主の皆様共同の利益を害するおそれが否定できません。

加えて、2025年5月20日に実施した当社との面談においては、ダルトンらはダルトンらの株券等保有割合を背景としてRosenwald氏を含むダルトンらの関係者を当社の社外取締役として招聘する旨の提案を行っており、また、本定時株主総会においても、実際に、2026年4月14日付けで、当社に対してダルトンらの関係者を取締役として選任する旨の本株主提案を行っております。ダルトンらの当社株式の株券等保有割合、ダルトンらと当社の対話経緯やダルトンらの過去の投資事例も踏まえると、上記のMBOの提案と並行して、ダルトンらの関係者の取締役としての派遣の提案を行うことにより、ダルトンらが自己の短期的利益の追求を目的としたMBOの検討を加速させることを企図している懸念があると考えております。

② 当社の具体的な企業価値向上策の不存在

上記（１）①のとおり、ダルトンらが当社株券等を大量に保有する具体的な目的等は一切不明であり、また、上記（２）①のとおり、自身を投資主体に含めたMBOの検討や、ダルトンらの関係者を取締役として招聘すること等のダルトンらにとって利益となる選択肢の実現の要求を繰り返す一方で、これまでに、当社の具体的な企業価値向上策を提示しておらず、さらに、4月28日付回答においては、当社の中長期的な企業価値の向上や株主共同の利益を図ることは当社経営陣の仕事であって、ダルトンらによる当社株券等の保有は当社の企業価値向上や株主共同の利益とは直接関係が無い旨の回答があったことを踏まえると、そもそもダルトンらとしては、当社の具体的な企業価値向上策を有していない可能性があると考えられます。

また、4月28日付回答において、12月声明がダルトンらの立場であると繰り返されていますが、12月声明は投資先企業のMBOを含む非公開化やダルトンらの関係者の取締役とし

での派遣の提案を含むものであるところ、同声明は当社宛てではなく投資先企業一般に向けられた一般的な内容であり、ダルトンらは、過去に当社に対して行ったMBOの提案やダルトンらの関係者の取締役としての派遣の提案等も含め、4月28日付回答においても引き続き12月声明を繰り返していることに鑑みれば、当社固有の事情を踏まえて企業価値の向上及び株主利益の最大化を目指しているものとは考え難いと認められます。

さらに、MBOの提案のほか、本株主提案についても、ダルトンらは、当社以外の投資先企業に対して同様の提案を行っていることが明らかとなっています。これらの状況に加えて、ダルトンらの本声明の内容も踏まえると、ダルトンらは、その投資先企業に対して自己の短期的利益の追求を目的としたMBOの検討を加速させることのみを目的として、機械的かつ画一的な対応を行っていることすら窺われるのであって、当社の個別具体的な市場環境や事業内容を踏まえて、当社固有の企業価値及び株主価値向上のための最適な方法の実現を目指しているとは到底考えられません。したがって、ダルトンらは、当社の事業運営・経営判断について十分な理解ないし関心を有していないことは明らかであり、中長期的な企業価値の向上ではなく、短期的な自己利益の追求のみを目的として、当社株券等を買集め、MBOやダルトンらの関係者の取締役としての派遣の提案を行っている可能性があると考えられます。

### ③ 小括

上記①及び②のとおり、今後、ダルトンらが、本対応方針所定の手続に従うことなく大規模買付行為等を実行した場合には、ダルトンらが、短期的な自己利益の追求のために、当社にMBOを誘導又は強要する可能性が高いと考えられ、MBOが実際に実施されることになれば、PEファンド主導でMBOが実施されることにより、当社がLBOローンに係る多額の借入金を背負うことが想定されることから、当社の企業価値に対して重大な悪影響が生じることが想定されます。さらに、MBOの実施に際して、ダルトンらが、ダルトンらによる折り返し出資を含むスキームを採用するよう求める可能性があることや、ダルトンらの関係者の取締役としての派遣等を通じてMBOの推進を企図する可能性があることにより、ダルトンらと当社一般株主の皆様との間で構造的かつより深刻な利益相反関係が生じると考えられます。したがって、ダルトンらが当社固有の事情を十分に踏まえず、当社固有の企業価値及び株主利益の向上のための最適な方法の実現を目指しているとは考え難いことも踏まえれば、当社の中長期的な企業価値の最大化や一般株主の皆様共同の利益が毀損される可能性が否定できないと考えられます。

以上のことから、ダルトンらが、本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が毀損される可能性が否定できず、「特段の事由がある」とは認められないため、本対応方針に従って、当社

の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の毀損を防止するため、本対抗措置を発動する必要があります。

### 3 機関投資家株主の皆様からの懸念

#### (1) 機関投資家株主の皆様との対話内容

当社は、平時からIR・SR活動に積極的に取り組んでおり、直近では、2025年11月の第2四半期の決算発表以降、機関投資家株主の皆様との面談を実施いたしました。

これらの過程で、当社は、多くの機関投資家株主の皆様から、企業価値向上策の取り組み状況について高いご評価をいただき、本対応方針についても、大勢として、当社の立場についてご理解をいただくことができました。対話内容の要旨については以下のとおりです。

##### ① 当社の中長期的な企業価値向上策について

当社は、中期経営計画をはじめとする企業価値向上策を着実に推進しつつ、株主の皆様との対話の中で、その具体的施策の内容や進捗について真摯にご説明し、一部改善余地に関する指摘を受けつつも、概して理解を得られております。これに対し、ダルトンらが、自身を投資主体に含めたMBOの検討や、ダルトンらの関係者を取締役として招聘することの要求を繰り返す一方で、当社の事業内容を踏まえた具体的な企業価値向上策の提案を行わない点について、一部の機関投資家からは、「ダルトンらの当社株式の取得が当社の企業価値にどのような影響を及ぼすのか、判断ができない」旨の意見が寄せられております。

##### ② ダルトンらによるMBOの提案について

上記2（2）のとおり、当社はダルトンらから繰り返しMBOの提案を受けているところ、一部の機関投資家からは、「上場企業として着実に企業価値を高めているにもかかわらず、なぜダルトンらの主張するMBOが必要なのか理解できない」との意見を受けているほか、折り返し出資のMBOスキームについても、一部の機関投資家からは、「ダルトンらと少数株主との間に構造的な利益相反が存在する」、「少数株主の利益が最大化された取引条件でのディールとはならない可能性がある」旨の意見を受けております。

##### ③ ダルトンらによる取締役派遣の提案について

上記2（2）のとおり、当社はダルトンらの関係者の取締役派遣の提案を受けているところ、一部の機関投資家からは、ダルトンらの関係者が取締役候補者となった場合、「大株主であるダルトンらからの独立性が認められず一般株主との利益相反が懸念されるため

反対する旨の意見を受けているほか、ダルトンらが、自己の短期的利益の追求を目的としたMBOの検討を加速させるために、ダルトンらの関係者を取締役として選任することを企図している可能性があるところ、一部の機関投資家からは、「経営に関心がないにもかかわらず、自己利益を追求する目的で、実行する必要性のないMBOへ誘導するために取締役の派遣を企図するような手法は、株主からの賛同を得られないと考えている」との意見を受けております。加えて、ダルトンらの推薦する取締役が選任された他社の事例について、「ダルトンらの株主提案によりダルトンらの関係者が取締役として選任された場合において、ダルトンらが、インサイダー取引や一般株主との利益相反を保護するために十分な措置をどのように確保するのも疑問である」旨の声も上がっております。

## (2) 対話を踏まえた当社の見解

上記(1)のとおり、ダルトンらによる当社株券等の買集めや、MBOの提案及びダルトンらの関係者の取締役としての派遣の提案に係る機関投資家株主の皆様の懸念や反対の声が多くあがっていることを踏まえ、当社としては、当社の複数の株主の皆様が、ダルトンらが具体的な企業価値向上策や当社株券等の保有の目的等に関して適切な情報開示をしていないために、ダルトンらによる当社株券等の買集めを、企業価値向上の観点から適切に判断することができない状況に懸念を有しております。また、上記2のとおり、今後、ダルトンらが、本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等を行う蓋然性が具体的に存在するところかかる場合には、当社の企業価値又は株主共同の利益への影響を十分に判断するための十分な情報と時間が確保されていないため、当社の一般株主の皆様が強圧性（不本意ながら当社株式を売却せざるを得なくなること）に晒され、その利益の最大化が阻害される可能性があると考えております。

## 4 独立委員会に対する諮問及び同委員会による勧告

上記2のとおり、当社取締役会は、ダルトンらによる大規模買付行為等による当社の中長期的な企業価値ないし当社の株主の皆様共同の利益への影響について評価・検討を重ねるとともに、ダルトンらが大規模買付行為等に着手した場合における本対抗措置の発動の是非等についても評価・検討を重ねてまいりました。

そのような状況の中、当社取締役会は、その恣意的な判断を防止し、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めるために、当社の業務執行を行う経営陣から独立性を有する当社独立社外取締役5名によって構成される独立委員会（当該委員会の詳細については、当社の2025年9月3日付けプレスリリース「独立委員会の設置及び独立委員会委員の選任に関するお知らせ」をご参照ください。）に対しても、ダルトンらが大規模買付行為等を行うことによる、当社の

中長期的な企業価値ないし当社株主の共同の利益に与える影響や本対抗措置の発動の是非等について諮問を行っておりました。

そして、2026年5月13日、独立委員会から、独立委員会委員の全員の一致により、本議案が承認可決されることを前提に、**今後、ダルトンらが、本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等に着手したと認められる場合には、その時点における独立委員会からの勧告を最大限尊重の上、当社取締役会が本対抗措置を発動することは相当である**旨を内容とする同日付け勧告書を受領しました。

## 5 本議案の上程

当社としましては、上記2（1）のとおり、本定時株主総会后、ダルトンらが本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等を行う蓋然性が具体的に想定されること、上記2（2）のとおり、ダルトンらにより大規模買付行為等が行われた場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が毀損される可能性が否定できないと判断されること、及び、上記3のとおり、複数の機関投資家株主の皆様との対話において、ダルトンらの大規模買付行為等に関連した具体的な懸念が示されていること、並びに、上記4のとおり、独立委員会の勧告を受領したことを踏まえ、株主意思の尊重の観点から、本定時株主総会において、今後、ダルトンらが、本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等に着手したと認められる場合における（その時点における独立委員会からの勧告を最大限尊重した上での）当社取締役会による本対抗措置の発動について、株主の皆様に予めご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本対抗措置に基づき割り当てられる新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とします。その他の本対抗措置の内容については、本対応方針プレスリリースⅢ3をご参照ください。なお、本議案が可決された場合には、本対応方針は、株主の皆様にご承認された対抗措置の発動等に必要な範囲に限定して（但し、最長でも2027年開催予定の当社定時株主総会后最初に開催される当社取締役会の終結時を限度とします。）継続されるものとします。また、本議案が否決された場合には、本対抗措置の発動はなされず、本対応方針に記載の当初方針どおり、本定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結時をもって、本対応方針を廃止します。

## <株主提案（第5号議案）> 監査等委員でない取締役2名選任の件

第5号議案は、株主からのご提案によるものであります。

以下の議案の要領および提案の理由は、当該株主から提案された株主提案書の原文のまま記載しております。

### <株主提案>

#### (1) 議案の要領

以下の2名を監査等委員でない取締役として選任する。

1. 西田真澄
2. 水落一隆

#### (2) 提案の理由

提案者は、当社株式の取得以降、長期投資家としてエンゲージメント活動を通じ、当社との建設的かつ継続的な対話を行ってまいりました。その過程において、当社のシャッター関連事業の競争優位性及び海外事業を含む成長性を高く評価しております。

一方で、当社が導入した「ダルトンらによる当社の株券等を対象とする大規模買付行為等を踏まえた当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針」（以下「本買収防衛策」といいます。）については、その導入の前提となる事実認識及び合理性の観点から、提案者は反対の立場にあります。買収防衛策は、株主の権利行使及び株式市場の機能に重大な影響を及ぼし得る極めて例外的な措置であり、その導入にあたっては、取締役会が独立した立場から十分な検討及び牽制機能を発揮し、株主共同の利益の観点から合理的かつ透明性の高い意思決定がなされることが不可欠です。

提案者がこれまで行った提案は、企業価値及び株主共同の利益の向上を目的とするものであり、非公開化を含むあらゆる経営の選択肢について特定の選択肢を強制又は誘導する意図はなく、また、非公開化の決定及びその条件は当社取締役会の専権事項であり、提案者がこれに関与して株主間の利益相反関係を生じさせることはありません。

提案者は、株式の自由な売買及び株主平等の原則は資本市場の根幹を成すものであり、本買収防衛策は当社固有の問題にとどまらず、我が国においてこれまで進められてきた資本市場改革の趣旨及び成果を棄損するおそれがあると懸念しております。このような重要な局面において、取締役会が真に独立した立場から十分な検討を尽くし、株主共同の利益に資する意思決定を行っているかについては、株主として慎重に検証されるべきであると考えております。

また、当社のシャッター関連製品事業及びサービス事業は高い競争力と収益性を有している一方で、建材関連製品事業及びリフォーム事業は低収益の状態が継続しています。特にリフォーム事業は過去5年間で3度の赤字を計上しており、ROAも資本コストを大きく下回っています。これらの事

業について、当社は注力事業として改善策を掲げてきましたが、収益性や資本効率の改善が見られておりません。このように、資本コストを下回る事業が継続しているにもかかわらず、取締役会において事業ポートフォリオの抜本的な見直しに関する十分な検討及び判断が行われていない点は、経営資源配分に関する取締役会の判断の妥当性に重大な懸念を生じさせるものです。現状維持にとどまるのではなく、構造的な課題に対応するための体制の再構築が求められている局面にあると考えます。

以上を踏まえ、提案者は、当社の取締役会における独立性、客観性及び監督機能を一層強化し、株主の視点を適切に反映した意思決定を確保することが、当社の中長期的な企業価値向上に資するものと判断いたしました。

この観点から、提案者は、日本企業への長年の投資・エンゲージメント経験を有し、株主と企業の建設的対話を通じた企業価値向上に実績を有する西田真澄氏、並びに豊富な国際弁護士としての経験と資本市場を通じて多くの日本企業の経営改革を推進してきた実績を有する水落一隆氏の2名を、当社の社外取締役として選任することを提案いたします。

両氏は、当社の経営から独立した立場において、取締役会に対し客観的かつ建設的な視点を提供し、経営陣に対する適切な監督機能を果たすとともに、株主共同の利益の最大化に資する意思決定の質の向上に貢献することが期待されます。また、資本政策、ガバナンス及び戦略に関する高度な知見を活かし、当社の持続的な成長と企業価値向上に向けた議論を深化させることが可能となるものと考えております。

以上の理由から、提案者は、当社のガバナンス体制の強化及び株主価値の向上を目的として、上記2名の社外取締役選任を提案するものです。

(3) 候補者の番号、氏名、略歴等

|                                |                                                                |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 1. 西田 真澄 (にしだ ますみ) 1985年1月31日生 |                                                                |
| ■略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況       |                                                                |
| 2008年11月                       | 日興シティグループ証券 (現シティグループ証券) クレジット・トレーディング部                        |
| 2014年12月                       | Citigroup Global Markets Inc(New York) Distressed Debt Trading |
| 2021年5月                        | ダルトン・アドバイザー株式会社                                                |
| 2022年10月                       | Hikari Acquisition 代表取締役 (現任)                                  |
| 2023年1月                        | ダルトン・アドバイザー株式会社 マネージング・ディレクター (現任)                             |
| 2023年1月                        | Dalton Investments,Inc. Partner (現任)                           |
| 2023年8月                        | Rising Sun Management Ltd. Partner and Head of Research (現任)   |
| 2025年6月                        | ヘリオステクノホールディング株式会社取締役 (現任)                                     |
| 2025年7月                        | ヘリオステクノインベストメンツ株式会社代表取締役社長 (現任)                                |

|                                           |                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2026年4月                                   | 株式会社ホンダ取締役（現任）                                                                                                                                                       |
|                                           | <重要な兼職の状況><br>Dalton Investments, Inc. Partner<br>ダルトン・アドバイザー株式会社 マネージング・ディレクター<br>Rising Sun Management Ltd. Partner and Head of Research<br>ヘリオステクノホールディング株式会社 取締役 |
| ■所有する当社の株式の数：0株                           |                                                                                                                                                                      |
| ■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等<br>上記提案理由の通りです。 |                                                                                                                                                                      |
| ■特別利害関係の有無<br>該当ありません。                    |                                                                                                                                                                      |

|                                           |                                                                                                  |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2. 水落一隆（みずおち かずたか） 1970年3月15日生            |                                                                                                  |
| ■略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況                  |                                                                                                  |
| 1997年4月                                   | 東京青山法律事務所（現ベーカー&マッケンジー法律事務所）                                                                     |
| 2002年8月                                   | Baler & McKenzie Chicago                                                                         |
| 2006年1月                                   | ベーカー&マッケンジー法律事務所パートナー                                                                            |
| 2018年7月                                   | 日比谷中田法律事務所パートナー（現任）                                                                              |
| 2020年2月                                   | Rising Sun Management Ltd. President（現任）                                                         |
| 2025年6月                                   | ヘリオステクノホールディング株式会社取締役（現任）                                                                        |
| 2025年7月                                   | ヘリオステクノインベストメンツ株式会社代表取締役副社長（現任）                                                                  |
| 2026年4月                                   | 株式会社ホンダ代表取締役（現任）                                                                                 |
|                                           | <重要な兼職の状況><br>Rising Sun Management Ltd. President<br>日比谷中田法律事務所 パートナー<br>ヘリオステクノホールディング株式会社 取締役 |
| ■所有する当社の株式の数：0株                           |                                                                                                  |
| ■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等<br>上記提案理由の通りです。 |                                                                                                  |
| ■特別利害関係の有無<br>該当ありません。                    |                                                                                                  |

(注)

(1) 西田真澄氏及び水落一隆氏は、社外取締役候補者です。

(2) 西田真澄氏及び水落一隆氏が社外取締役に選任された場合、同氏らとの間で責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。

## 【第5号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、[第5号議案に反対](#)いたします。

1. 当社取締役会が提案する取締役候補者により構成される当社取締役会は、十分な独立性、多様性および専門性が保たれており、当社の経営環境および事業特性に照らし、最適な構成であること

当社は、長期ビジョンである『快適環境ソリューショングループ』として、人、社会、環境にやさしい「多彩なものづくり」とそれらの「サービス」を通じて社会の発展に貢献し、人々の幸せを実現することを使命としております。

当社における取締役会の構成については、上記の長期ビジョンの実現ならびに取締役会における多様性や専門性確保の観点から、当社の経営に必要なスキルを特定した上で、最適な構成となるように取締役候補者を決定しております。なお、取締役候補者の選定に当たっては、取締役会からの諮問により独立社外取締役を委員長とし構成員の過半数とする指名・報酬委員会における審議等を経て決定しており、当社取締役会提案における取締役候補者は、いずれもかかる審議等を経て決定されております。

2026年6月17日開催予定の当社第80期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に選任議案を上程予定の当社取締役会提案による取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者9名のうち社内取締役候補者5名は、いずれも当事業に精通した社内出身者であり、当社における各部門での職務経験等に基づく豊富かつ幅広い知識および高い専門性等を有しております。また、社外取締役候補者4名は大手資産運用会社の経営経験者、大手製造業のIR担当、CFO（最高財務責任者）経験者、大手企業のDX経営コンサルティング業務の経験者、大手情報通信会社の情報通信、情報ネットワーク分野の製品開発の経験者である独立社外取締役候補者であり、いずれも幅広い見識や各分野に関する豊富な経験と高い専門性を有しております。

また、監査等委員である取締役4名および本定時株主総会に選任議案を上程予定の監査等委員である取締役候補者1名は、法律の専門家である弁護士、他社における経営経験者、会計の専門家である公認会計士等、それぞれが豊富な経験に裏付けされた幅広い知識と見識を有しており、このうち3名は、いずれも独立社外取締役であり、候補者1名は、本定時株主総会にて当該候補者の選任議案が原案どおり承認可決された場合、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める独立役員として届出をする予定であります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者9名と監査等委員である取締役候補者1名の選任をご承認いただいた場合（他の監査等委員である取締役4名を含むと取締役は計14名）、女性の取締役は4名（28.5%）、独立社外取締役が取締役会に占める割合は過半数（57.1%）となり、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理、コンプライアンスの維持・向上に適した人材等のバランスを考慮した上で、適切な人数で取締役会が構成されることとなります。

このように、当社取締役会が提案する取締役候補者により構成される当社取締役会は、十分な独立性、多様性および専門性が保たれており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上に向けた経営の執行を監督するにあたっては、各取締役のスキルを踏まえた様々な観点からの活発な議論が行われることが期待でき、現時点における当社の経営環境および事業特性に照らし、最適な構成であると考えております。

2. 本株主提案における社外取締役候補者は、当社の取締役として適切な経営の執行の監督を行うことは難しいと考えられること

これに対して、本株主提案における社外取締役候補者（以下「本提案候補者」といいます。）につきましては、指名・報酬委員会において本提案候補者との面談を実施し、当社の取締役としての適格性に関して厳正な審議を行いました。その結果、当社取締役会は、指名・報酬委員会の答申も踏まえて、以下の理由から、本提案候補者は当社の取締役として適切な経営の執行の監督を行うことは難しいと判断いたしました。

- (1) 本提案候補者については、その独立性が十分に確保されているとはいえず、一般株主の皆様との間で利益相反が生じる懸念があること

本提案候補者である西田真澄氏（以下「西田氏」といいます。）水落一隆氏（以下「水落氏」といいます。）は、当社の主要株主として当社株式を約21.0%（自己株式を除く発行済株式総数に対する持株比率）保有しているダルトン・インベストメンツ・インク（以下「ダルトン」といいます。）またはその関連法人（以下「ダルトンら」といいます。）の役職員です。そのため、仮に本提案候補者が当社の社外取締役に就任した場合、当該社外取締役は、ダルトンらに対する委任・雇用契約や報酬契約に基づく義務と、当社に対する社外取締役としての善管注意義務を同時に負うこととなります。その結果、当社の取締役会に利益相反が恒常的に生じることになり、当社取締役会の独立性やガバナンスの実効性が損なわれ、ひいては当社の一般株主の皆様との間で利益相反が生じるおそれが避けられないことから、当社取締役として選任することは適切ではないと考えております。この点について、西田氏および水落氏を取締役として選定することを検討するにあたり、独立社外取締役を委員長とし構成員の過半数とする指名・報酬委員会において、2026年5月1日に西田氏と、同年5月7日に水落氏との面談を実施しました。西田氏との面談において、当社の大株主であるダルトンらの役職員であることに起因する西田氏の独立性への懸念に関して質問を行いました。西田氏からは明確な回答は得られませんでした。また、水落氏との面談においても、同様の質問を行いました。水落氏からは、独立性については認められない可能性がある旨の回答がなされました。

- (2) 本提案候補者は当社の事業運営・経営判断について十分な理解ないし関心を有しているか疑わしく、当社の取締役として当社の持続的な企業価値向上に向けた役割を果たすことを期待することはできないと考えられること

提案株主は、本株主提案書において、当社の建材関連製品事業およびリフォーム事業は低収益の状態が継続しており、これらの事業について収益性や資本効率の改善がなされておらず、取締役会において事業ポートフォリオの抜本的な見直しに関する十分な検討および判断が行われていない点が、経営資源配分に関する当社取締役会の判断の妥当性に重大な懸念が生じるとしておりますが、かかる主張は実態と異なっています。当社取締役会は、上記のとおり、最適な取締役会構成の下、資本コストを意識した事業ポートフォリオ管理を強化するため、事業毎に売上高成長性、ROICでポートフォリオを組み、「資本収益性を意識した事業の見極め」と「経営資源配分の最適化」を図っており、「建材関連製品事業」および「リフォーム事業」につきましても、事業ポートフォリオの構造改革を含めた議論を継続的に行うなど、資本コストを意識した投資判断を実施しております。「建材関連製品事業」においては、利益率改善の方針のもと、防災・減災・環境に特化した高付加価値商品の拡販の取り組みが利益改善に寄与していること、また、社内組織の再編の他、ドア製造関連グループ会社6社を2社に統合したことで、シナジーの効果によるスケールメリットを生かした調達等の生産性向上が図られるなど成果が出ており、今後さらなる経営効率の向上を図ってまいります。「リフォーム事業」におきましては、事業構造の見直しを進める方針のもと、市場の縮小が見込まれる中、販売チャネルの多様化を進め、これまでの個人向けを中心としたBtoCに加えて、新たにBtoB向けとして大手ディベロッパーとの連携強化を図ることで、受注機会およびブランド力向上に伴う収益の安定性が見込まれるなど、収益構造の改善に向けた取り組みを進める一方で、経営資源配分の最適化を図るため、今後さらなる事業ポートフォリオの構造改革も含め議論を進めてまいります。

このように、当社取締役会においては、経営環境の変化が速い現状においても、企業価値の向上と持続的な成長を今後も確保するため、常に状況に適合した経営判断によって、継続的に事業ポートフォリオの戦略的な検討がなされており、適切な経営の執行の監督が行われております。当社は、これらの取り組みや実績について、株主の皆様適切に公表し、ご説明しているにもかかわらず、本株主提案書における提案株主の当社事業に関する主張を踏まえると、提案株主は、当社の事業運営・経営判断について十分な理解ないし関心を有していないものと考えられます。また、本株主提案書においては、「日本企業への長年の投資・エンゲージメント経験を有し、株主と企業の建設的対話を通じた企業価値向上に実績を有する」とされる西田氏、および「豊富な国際弁護士としての経験と資本市場を通じて多くの日本企業の経営改革を推進してきた実績を有する」とされている水落氏の両名が、当社の取締役として「当社の持続的な成長と企業価値向上に向けた議論を進化させることが可能」と記載されております。この点について、上記の当社事業に関する事実

認識の乖離も踏まえ、当社取締役会は、2026年4月22日、本株主提案の検討にあたり、ダルトンらに対し、西田氏および水落氏の両名が、当社の取締役として、具体的にどのように当社の企業価値向上および株主共同の利益の確保に資すると考えているのかを含む、ダルトンらの有する当社の具体的な経営方針や企業価値向上策等について、書面で質問を行いました。これに対し、ダルトンらからは、同年4月28日、西田氏および水落氏の両名に係る上記の質問に対しては本株主提案書のとおりである旨にとどまる回答がなされたほか、①現時点での当社株券等の追加取得または処分の意向を否定しつつ、他方で、当社株式の追加取得を行わない旨の誓約書の差入れも拒絶する旨の回答、②ダルトンらによる当社株券等の保有は当社の企業価値向上および株主共同の利益とは直接関係がなく、当社の中長期的な企業価値の向上および株主共同の利益を図ることは当社経営陣の仕事である旨の回答、ならびに③ダルトンらが、従前の主張を繰り返し、引き続きその投資先企業に対してマネジメント・バイアウト（以下「MBO」といいます。）の提案を行う意向を有することを示唆する回答がなされました（以下「4月28日付回答」といいます。）。4月28日付回答を踏まえると、ダルトンらは当社の具体的な企業価値向上策を一切有しないことが認められ、ダルトンらの役職員である西田氏および水落氏の両名についても、本株主提案書の内容を繰り返すだけであり、当社の事業運営・経営判断について十分な理解ないし関心を有しているか疑わしく当社の取締役として当社の持続的な企業価値向上に向けた役割を果たすことを期待することはできないと考えられます。さらに、西田氏および水落氏を取締役として選定することを検討するにあたり、上記（1）のとおり、指名・報酬委員会は西田氏および水落氏との間でそれぞれ面談を実施しましたが、西田氏との面談においては、本株主提案書に記載された当社の事業ポートフォリオの見直し以外に、当社の具体的な企業価値向上策が示されることはありませんでした。また、水落氏との面談では、当社の事業内容は水落氏の担当分野ではないことを理由に当社の具体的な企業価値向上策は示されませんでした。

- (3) 本株主提案は、ダルトンらが、短期的な自己の利益追求のためのMBO等の実現を企図し、当社取締役会の経営判断への影響度を高めるべく行われた可能性が否定できず、本提案候補者が当社の取締役に就任した場合、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれがあること

当社は、2025年1月以降、ダルトンらより、ダルトンらを投資主体に含めたMBOの提案の検討を継続的に要求されているとともに、並行してダルトンのチーフ・インベストメント・オフィサーであるローゼンワルド氏を含むダルトンらの関係者を当社の社外取締役として招聘することの提案を受けていました。加えて、4月28日付回答においても、ダルトンらが、当社株券等を保有する具体的な目的は引き続き不明であるとともに、引き続きその投資先企業に対してMBOの提案を行う意向を有することを示唆する回答がなされお

り、依然として、ダルトンらから当社に対してMBOの提案等が行われる懸念が払拭されていないことが認められます。かかる経緯に鑑みると、本株主提案は、ダルトンらが、最終的に短期的な自己の利益追求のためのMBO等の実現を企図して、当社取締役会の経営判断への影響度を高めるべく、提出されたものである可能性も否定できないものと考えております。この点、ダルトンらの投資先である、栄研化学株式会社（東京証券取引所プライム市場上場、証券コード4549）が2025年4月28日に公表したリリースにおいて、ダルトンらによる当社に対する6名の取締役候補者選任の株主提案は、「昨年来、当社がダルトンから株式非公開化の検討を行うよう断続的に提案・・・を受けてきた中で、ダルトンが当社に検討スピードを上げるよう要請する流れで行われた経緯がある」と説明されており、また、同社が2026年5月12日に公表したプレスリリースにおいて、ダルトンらによる当社に対する西田氏および水落氏の取締役候補者選任の株主提案の目的は、ダルトンらによれば「取締役会における非公開化提案の検討プロセスの実効性・スピード感改善」とのことであり、その他にも、ダルトンらが、他の投資先企業において、MBO提案と取締役派遣を同時に提案している事例や、ダルトンらが推薦する取締役候補者が取締役として選任された後に、ダルトンらが再出資するスキームの非公開化取引が実行された事例等を認識しており、これらのダルトンらによる他社に対する過去の投資行動やエンゲージメントの実績を踏まえても、取締役候補者の派遣等を通じてMBOの推進を企図している可能性があると考えております。

以上のように、ダルトンらの当社株式の持株比率、ダルトンらと当社の対話経緯やダルトンらの過去の投資事例を踏まえると、本提案候補者を当社の取締役として選任した場合、提案株主またはその関連法人らであるダルトンらと一般株主との間に利益相反が生じることが懸念され、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の最大化を妨げることになるおそれは否定できないものと認識しております。

したがいまして、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

以上

# 事業報告

〔2025年4月1日から  
2026年3月31日まで〕

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、堅調な企業収益を背景とした賃上げ等による雇用・所得環境の改善や設備投資の拡大等により、景気は緩やかな回復基調が続いております。

一方で、エネルギー価格や原材料価格の高騰、人手不足による労働力不足、国際情勢の不安定化など先行きの見通せない状況で推移しております。

当社グループを取り巻く建設・住宅業界におきましても、民間設備投資が堅調に推移しており、建設需要は底堅さを維持しているものの、建設コストの高騰などにより新設住宅着工戸数は弱含みの動きが続く続いており、またオーストラリアおよびニュージーランドにおける建設需要の停滞等の影響など、依然として不透明な状況が続いております。

そのような状況の中、当連結会計年度の受注高につきましては、2,464億6千3百万円（前年度比4.5%増）、売上高は、2,362億8千2百万円（前年度比3.4%増）となり、利益面におきましても、売上高の増加やコスト削減など当社グループの全部門において利益の確保に全力で取り組みました結果、営業利益は155億6千9百万円（前年度比5.7%増）となりました。海外子会社へのグループ内貸付金に対する評価替えにより営業外収益に為替差益を計上したこと等によって、経常利益は176億2千6百万円（前年度比19.3%増）となりましたが、前連結会計年度に投資有価証券売却益および受取損害賠償金を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては126億3千9百万円（前年度比3.9%減）となりました。

事業部門別の状況については、以下のとおりであります。

#### 【シャッター関連製品事業】

シャッター関連製品事業につきましては、連結子会社BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTDおよび連結子会社BX BUNKA NEW ZEALAND LIMITED等の業績が低調に推移した一方で、国内の工場・倉庫向けのシートシャッター等が堅調に推移しました結果、売上高は941億9千3百万円（前年度比1.1%増）となり、営業利益は101億1千7百万円（前年度比4.2%増）となりました。

**【建材関連製品事業】**

建材関連製品事業につきましては、工場・倉庫およびオフィスビル向けのスチールドア等が堅調に推移しました結果、売上高は935億1千1百万円（前年度比3.9%増）となり、営業利益は36億5百万円（前年度比5.4%増）となりました。

**【サービス事業】**

サービス事業につきましては、緊急修理対応や定期保守メンテナンス等が堅調に推移しました結果、売上高は325億9千6百万円（前年度比5.2%増）となり、営業利益は57億1千3百万円（前年度比5.0%増）となりました。

**【リフォーム事業】**

リフォーム事業につきましては、ビルの改修等を手掛けるリニューアル事業および住宅用リフォーム事業に注力しました結果、売上高は69億4千万円（前年度比6.7%増）となり、営業利益は1億1千5百万円（前年度比141.2%増）となりました。

**【その他事業】**

その他事業につきましては、社会問題化しているゲリラ豪雨等に対する浸水防止用設備を手掛ける止水事業および気候変動による地球温暖化に伴う夏場の暑熱対策として屋内用遮熱シート等を手掛ける遮熱事業に注力しました結果、売上高は90億4千万円（前年度比16.8%増）となり、営業利益は15億6千万円（前年度比6.7%増）となりました。

**② 設備投資の状況**

当事業年度中の設備投資額は46億8千7百万円で、その主なものは当社および子会社の工場等における建屋および設備の更新、維持費用であります。

**③ 資金調達の状況**

当社は、効率的な資金調達および財務基盤の安定化を図るため、2023年10月から2026年10月までの3年間を期間として、取引金融機関と融資限度枠70億円のコミットメントライン契約を締結しております。

**④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当する事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当する事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
当社は、2025年4月1日付で連結子会社であるB Xティアール株式会社、B X 鐵矢株式会社、B X 東北鐵矢株式会社の3社、並びにB X ルーテス株式会社、B X ケンセイ株式会社、B X 文化パネル株式会社の3社を以下の内容でそれぞれ合併いたしました。

|      |                            |                               |
|------|----------------------------|-------------------------------|
| 存続会社 | B Xティアール株式会社               | B Xルーテス株式会社                   |
| 消滅会社 | B X 鐵矢株式会社<br>B X 東北鐵矢株式会社 | B X ケンセイ株式会社<br>B X 文化パネル株式会社 |

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当する事項はありません。

## (2) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、個人消費や設備投資などの内需が堅調に推移し、景気は緩やかな回復が続く見通しではありますが、引き続き地政学リスクや米国の通商政策等による海外経済の不確実性の高まり、原材料の需給逼迫や物価の影響など先行きは依然として不透明な状況となっております。

### 【中期経営計画について】

当社グループでは、2024年度より新たな3カ年の中期経営計画をスタートさせ、『恒久的な企業価値の創出を目指して』を基本テーマとして掲げ、課題の見える化を最優先とし、次世代に向けた恒久的な利益創出の仕組みづくりと人材育成に取り組んでおります。

初年度のテーマである「徹底した業務プロセスの見える化」の取り組みで顕在化した生産性や成長を妨げる課題に対し、2年目である2025年度は、「効率的な業務プロセスの構築」を基本テーマとし、新たな意識、発想、着眼点から利益創出の仕組みを再構築してまいりました。

最終年度となる2026年度は、「利益の可視化に向けた構造改革の実践」を基本テーマとし、2年間で顕在化した生産性や成長面における課題に対処しつつ、利益創出のための新たな仕組みを実行に移してまいります。

全ての部門で展開される成長戦略を確実に実行し、それらを習慣化することで持続して成果を上げていく企業文化を作り上げ、「快適環境ソリューショングループ」として進化し続けてまいります。

### 【企業価値向上への事業戦略 Over3,000】

当社グループでは、今中期経営計画に続く中長期的な企業価値向上への事業戦略として、5年後の2030年を見据え、売上高3,000億円超、営業利益率10%以上、株価は1株3,000円超を達成するという新たな成長戦略「企業価値向上への事業戦略Over3,000」を発表いたしました。その実現に向けて「さらなる成長戦略」、「資本効率の向上」、「ポートフォリオの再構築」、「さらなる株主還元の充実」、「非事業資産の整理」を図ってまいります。“企業価値向上へ向けてOver3,000”をキャッチフレーズに、2030年を見据えた成長戦略を強力に推し進めてまいります。

### 【サステナビリティの推進について】

#### ① 気候変動リスクへの対応

当社グループでは、気候変動リスクへの対応を重要な経営課題の一つと捉えており、「2050年B×グループ脱炭素宣言」を表明し、脱炭素へ向けた本格的な取り組みを推し進めております。

温室効果ガスの排出削減等に取り組む“緩和”の側面としては、S B T（民間企業における科学的根拠に基づいた温室効果ガスの排出量削減目標の設定）認定を取得したほか、事業所における再生可能エネルギー電力の調達や「新物流システム」の導入による積載効率の向上等の具体的な取り組みを推し進めております。

また、商品開発分野においては、「遮熱・断熱」を今後の成長に向けた新たなキーワードとし、猛暑時における室内温度の上昇を抑制することによって熱中症予防や冷房効率向上に効果を発揮する遮熱シート「はるクール」、薄板化によって材料重量を削減するとともに接着工法によってCO<sub>2</sub>排出量削減を実現した環境配慮型スチールドア「S G D」など、環境配慮商品のラインアップをさらに拡充させております。

一方で、変化する気候の影響を将来にわたり回避・軽減する“適応”の側面としては、ゲリラ豪雨・集中豪雨等による建物等の防災ソリューションとして、多様な場所や用途に対応できる止水関連商品や近年大きな災害をもたらす台風などによる強風への対応として、高耐風圧性能を確保したシャッターのラインアップを拡充するなど、お客様・利用者様等への適時的確なご提案を推し進めてまいります。

#### ② 人的資本への対応

人材は企業の重要な資産であり、人材への様々な投資（施策）により従業員の満足度やエンゲージメントを高め、生産性・創造性の向上等の人材価値の最大化により、企業の持続的成長、ひいては企業価値の向上を実現してまいります。

人材価値の最大化を図る具体的な施策としては、教育改革への取り組みとして各部門のキャリア（スキル）マップを策定し、キャリアパスを見える化したことで、上司と部下が共通認識のもとキャリアを展望でき、従業員が自身の現在地と成長を実感できる支援を行うなど、特に若手社員の成長に向けた施策を推し進めております。

また、従業員の会社に対する思い入れや愛着心、貢献意欲を定量的に測定し、組織の現状と課題を可視化することを目的にエンゲージメントサーベイを導入いたしました。今後、当社グループが抱える課題を解決することで、生産性向上、離職の防止、職場環境の改善や人材育成体系の見直し等により、さらなるエンゲージメント向上を図ってまいります。

### ③ 人権への対応

当社グループでは、「文化シャッターグループ人権方針」に基づき、人権デュー・ディリジェンス実施ガイドラインを策定しております。

具体的な実施状況として、当社のバリューチェーン上のリスクを把握・分析するために、これから起こることが予測される人権リスクの洗い出し・評価を行い、深刻性と発生可能性を軸にマッピングを行うなど、人権問題を未然に防ぐ「予防」に取り組んでおります。

今後も当社グループが文化として継承してきた「人を大切に作る会社」を実践していくために、人権尊重の取り組みを推し進めてまいります。

### ④ C S R の推進

当社グループでは、事業活動の原点である「社是（誠実・努力・奉仕）」をはじめとして、「経営理念」や「C S R 憲章」を常に意識して事業に取り組んでおり、全ての法令を順守し、公正な事業環境の中で利潤を追求すること、事業活動を通じて広く社会に貢献することが社会との信頼関係を構築することであると強く認識しており、コンプライアンス体制整備に恒常的に取り組んでおります。

また、企業の持続的成長・発展のための重要なテーマである E S G（環境・社会・ガバナンス）および S D G s（持続可能な開発目標）を重視しながら C S R（企業の社会的責任）を一層積極的に推し進めていくことで、当社グループの企業価値向上と持続可能な社会の発展に向けた取り組みを強化してまいります。

このように、当社グループは「快適環境ソリューショングループ」として常に進化し続けることで、絶えず変化する社会的課題の解決をめざして事業に取り組んでまいり所存です。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策の基本的な考え方は、持続的な利益確保による安定した財務基盤の維持と株主の皆様への安定配当の継続を念頭に、当該事業年度の業績を勘案して配当額を決定することとしております。

また、当社は、より機動的な配当政策を図るための整備の一環として、2017年6月開催の当社第71期定時株主総会において定款変更を行い、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定めておりますが、当事業年度の剰余金の配当（期末配当）につきましては、従前と同様に上記の基本方針に沿ったうえで株主総会へ議案を上程し、その決定につきましては、株主の皆様にお諮りすることとし、中間配当については取締役会において決定することとしております。

なお、今後の株主配当については、連結配当性向40%を目安としてまいります。

#### (4) 財産および損益の状況

##### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

| 期 別<br>項 目              | 第 77 期<br>2022年度 | 第 78 期<br>2023年度 | 第 79 期<br>2024年度 | 第 80 期<br>2025年度<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高                   | 199,179 百万円      | 221,076 百万円      | 228,419 百万円      | 236,282 百万円                   |
| 経 常 利 益                 | 9,992 百万円        | 15,941 百万円       | 14,777 百万円       | 17,626 百万円                    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 7,899 百万円        | 10,582 百万円       | 13,158 百万円       | 12,639 百万円                    |
| 1 株当たり当期純利益             | 121.66 円         | 157.11 円         | 184.95 円         | 179.09 円                      |
| 総 資 産                   | 177,246 百万円      | 206,879 百万円      | 204,982 百万円      | 205,651 百万円                   |
| 純 資 産                   | 82,776 百万円       | 103,924 百万円      | 113,450 百万円      | 120,009 百万円                   |
| 1 株当たり純資産額              | 1,348.39 円       | 1,458.84 円       | 1,592.13 円       | 1,703.84 円                    |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。  
 3. 「1株当たり当期純利益」の算定上、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

##### ② 当社の財産および損益の状況の推移

| 期 別<br>項 目  | 第 77 期<br>2022年度 | 第 78 期<br>2023年度 | 第 79 期<br>2024年度 | 第 80 期<br>2025年度<br>(当事業年度) |
|-------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売 上 高       | 128,366 百万円      | 141,603 百万円      | 142,810 百万円      | 149,564 百万円                 |
| 経 常 利 益     | 9,618 百万円        | 9,917 百万円        | 10,486 百万円       | 12,825 百万円                  |
| 当 期 純 利 益   | 9,532 百万円        | 7,223 百万円        | 11,357 百万円       | 10,229 百万円                  |
| 1 株当たり当期純利益 | 146.76 円         | 107.21 円         | 159.58 円         | 144.90 円                    |
| 総 資 産       | 134,546 百万円      | 155,748 百万円      | 152,356 百万円      | 150,129 百万円                 |
| 純 資 産       | 66,247 百万円       | 82,189 百万円       | 88,054 百万円       | 92,052 百万円                  |
| 1 株当たり純資産額  | 1,081.00 円       | 1,155.08 円       | 1,237.09 円       | 1,308.26 円                  |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。  
 3. 「1株当たり当期純利益」の算定上、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

## (5) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当する事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 名 称                          | 資 本 金     | 当 社 の<br>出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                  |
|------------------------------|-----------|------------------|--------------------------------|
| B X 新 生 精 機 株 式 会 社          | 200百万円    | 100.0%           | 電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売          |
| 文化シャッターサービス株式会社              | 110百万円    | 100.0%           | シャッター等の販売、保守点検および修理            |
| B X ゆ と り フ ォ ー ム 株 式 会 社    | 90百万円     | 100.0%           | リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業 |
| B X テ ン パ ル 株 式 会 社          | 30百万円     | 100.0%           | 商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売           |
| B X 西 山 鉄 網 株 式 会 社          | 10百万円     | 100.0%           | 住宅向け基礎鉄筋ユニットおよび溶接金網、ラス等の製造、販売  |
| BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD   | 110百万AUドル | 100.0%           | ガレージドア、各種シャッターの製造、販売           |
| BX BUNKA NEW ZEALAND LIMITED | 50百万NZドル  | 100.0%           | ガレージドア、各種シャッターの製造、販売           |

(注) BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTDおよびBX BUNKA NEW ZEALAND LIMITEDは、特定子会社に該当しております。

## (6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、各種シャッター、住宅用建材、ビル用建材および建築用金物等の製造販売とその保守点検・修理ならびに保険代理業、住宅リフォーム事業を行っております。

## (7) 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

### ① 当社の営業所

| 名 称                             | 所 在 地 | 名 称                             | 所 在 地 |
|---------------------------------|-------|---------------------------------|-------|
| 北 海 道 支 店                       | 北 海 道 | ドア・パーティション事業部                   | 東 京 都 |
| 東 北 支 店                         | 宮 城 県 | シャッター事業部                        | 東 京 都 |
| 関 越 支 店                         | 群 馬 県 | 環 境 事 業 部                       | 東 京 都 |
| 東 関 東 支 店                       | 千 葉 県 | 海 外 事 業 部                       | 東 京 都 |
| 首 都 圏 支 店                       | 東 京 都 | 中 部 支 店                         | 愛 知 県 |
| 首 都 圏 ビ ル 建 材 支 店               | 東 京 都 | 関 西 支 店                         | 大 阪 府 |
| リ ニ ュ ー ア ル 支 店                 | 東 京 都 | 住 宅 建 材 西 日 本 支 店               | 大 阪 府 |
| 東 日 本 設 計 施 工 統 括 部             | 東 京 都 | 西 日 本 設 計 施 工 統 括 部             | 大 阪 府 |
| 東 日 本 ド ア ・ パ ー テ ィ シ ョ ン 統 括 部 | 東 京 都 | 西 日 本 ド ア ・ パ ー テ ィ シ ョ ン 統 括 部 | 大 阪 府 |
| 住 宅 建 材 東 日 本 支 店               | 東 京 都 | 中 四 国 支 店                       | 広 島 県 |
| 住 宅 建 材 設 計 施 工 統 括 部           | 東 京 都 | 九 州 支 店                         | 福 岡 県 |
| 営 業 推 進 部                       | 東 京 都 |                                 |       |

### ② 当社の工場

| 名 称     | 所 在 地 | 名 称     | 所 在 地 |
|---------|-------|---------|-------|
| 千 歳 工 場 | 北 海 道 | 姫 路 工 場 | 兵 庫 県 |
| 秋 田 工 場 | 秋 田 県 | 御 着 工 場 | 兵 庫 県 |
| 小 山 工 場 | 栃 木 県 | 福 岡 工 場 | 福 岡 県 |
| 掛 川 工 場 | 静 岡 県 |         |       |

### ③ 子会社の主要な事業所

| 名 称                           | 所 在 地       | 主な事業内容                              |
|-------------------------------|-------------|-------------------------------------|
| 文化シャッターサービス株式会社               | 東 京 都       | シャッター等の販売、保守点検および修理                 |
| B X 新生精機株式会社                  | 兵 庫 県       | 電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売               |
| B X テンパール株式会社                 | 東 京 都       | 商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売                |
| B X あいわ株式会社                   | 東 京 都       | 保険代行、リース紹介および斡旋、旅行業                 |
| B X 沖縄文化シャッター株式会社             | 沖 縄 県       | 各種シャッターおよび関連製品の製造、販売                |
| B X ティアール株式会社                 | 埼 玉 県       | 戸建住宅、マンション等の玄関用金属製ドア、パーティション等の製造、販売 |
| B X ゆとりリフォーム株式会社              | 東 京 都       | リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業      |
| B X 紅雲株式会社                    | 愛 知 県       | ステンレス建材、ステンレス製特定防火設備等の製造、販売         |
| B X 朝日建材株式会社                  | 徳 島 県       | スチール建材およびスチールドアの製造、販売               |
| B X 西山鉄網株式会社                  | 東 京 都       | 住宅向け基礎鉄筋ユニットおよび溶接金網、ラス等の製造、販売       |
| B X カネシン株式会社                  | 東 京 都       | 建築用諸金物の製造、販売                        |
| B X ルーテス株式会社                  | 大 阪 府       | スチールドア等の製造、販売                       |
| 株式会社エコウッド                     | 福 岡 県       | 木材・プラスチック再生複合材の製造および販売              |
| BX BUNKA VIETNAM CO.,LTD.     | ベトナム社会主義共和国 | 各種シャッター、ドア等の製造、販売                   |
| BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD    | オーストラリア連邦   | ガレージドア、各種シャッターの製造、販売                |
| B X BUNKA NEW ZEALAND LIMITED | ニュージーランド    | ガレージドア、各種シャッターの製造、販売                |

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## (8) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分        | 従業員数            |
|-------------|-----------------|
| シャッター関連製品事業 | 2,508名 (538名)   |
| 建材関連製品事業    | 1,569名 (427名)   |
| サービス事業      | 1,055名 (131名)   |
| リフォーム事業     | 152名 (44名)      |
| その他         | 163名 (28名)      |
| 全社(共通)      | 99名 (9名)        |
| 合計          | 5,546名 (1,177名) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。)は、( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものではありません。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 2,374名 | 149名増     | 42.7歳 | 15.5年  |

| 事業区分        | 従業員数          |
|-------------|---------------|
| シャッター関連製品事業 | 1,526名 (438名) |
| 建材関連製品事業    | 726名 (237名)   |
| サービス事業      | 7名 (2名)       |
| リフォーム事業     | 3名 (7名)       |
| その他         | 13名 (4名)      |
| 全社(共通)      | 99名 (9名)      |
| 合計          | 2,374名 (697名) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。)は、( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものではありません。

### (9) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

| 借入先          | 借入金残高 |
|--------------|-------|
|              | 百万円   |
| 株式会社みずほ銀行    | 1,110 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 890   |
| 株式会社三井住友銀行   | 750   |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 590   |

### (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2010年6月9日、公正取引委員会から独占禁止法に違反する行為（「全国における価格カルテル」）があったとして排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。その後、当社は、公正取引委員会に対して審判請求を行い、2010年より審判手続にて争ってまいりました。

2020年9月1日の審決では、当社の主張は認められなかったため、さらに、2020年9月30日に審決取消訴訟を提起し東京高等裁判所にて係争中でした。これに対して、2023年4月7日に東京高等裁判所より、当社の請求をいずれも棄却する旨の判決の言渡しがあり、2023年4月20日に当社は当該判決を不服として、最高裁判所へ上告の提起および上告受理の申立てを行ってまいりましたが、2025年2月26日に最高裁判所より、本件上告を棄却および本件上告の申し立てを受理しない旨の決定がなされました。これにより当社の敗訴が確定いたしました。これを受け、2025年9月17日付で、公正取引委員会より、執行停止中であった排除措置命令（平成22年（措）第15号）が正式に発出されました。当社としては今後同様の事態が起こらないよう、当社グループにおけるコンプライアンスの一層の徹底に努めてまいります。

なお、課徴金納付命令で命じられた課徴金については、課徴金の納付期限である2010年9月10日までにすべて納付済みであり、2011年3月期決算にて特別損失として計上しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

|               |                                    |
|---------------|------------------------------------|
| ① 発行可能株式総数    | 288,000,000株                       |
| ② 発行済株式の総数    | 72,196,487株<br>(自己株式1,558,185株を含む) |
| ③ 単元株式数       | 100株                               |
| ④ 株主数         | 11,721名                            |
| ⑤ 大株主 (上位10名) |                                    |

| 株 主 名                           | 当社への出資状況   |         |
|---------------------------------|------------|---------|
|                                 | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)        | 7,363,800株 | 10.42%  |
| 文化シャッター関連企業持株会                  | 5,339,577  | 7.55    |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103  | 2,951,584  | 4.17    |
| 文化シャッター社員持株会                    | 2,941,681  | 4.16    |
| 第一生命保険株式会社                      | 2,771,878  | 3.92    |
| 株式会社みずほ銀行                       | 2,534,873  | 3.58    |
| NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC    | 2,500,000  | 3.53    |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)             | 2,009,500  | 2.84    |
| ザバンクオブニューヨーク&ジェスディックトリーティーアカウント | 1,762,800  | 2.49    |
| 株式会社ヨドコウ                        | 1,669,000  | 2.36    |

(注) 持株比率は自己株式 (1,558,185株) を控除して計算しております。なお、自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式276千株は含まれておりません。

### ⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年6月21日開催の第76期定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象とする業績連動型株式報酬制度を導入しております。2026年3月31日現在において、対象者を受益者とする株式交付信託に係る信託口が所有する当社株式は、合計で276千株です。

### (2) 新株予約権等の状況 (2026年3月31日現在)

該当する事項はありません。

## (3) 会社役員 の 状況

## ① 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

| 地 位               | 氏 名     | 性別 | 担当および重要な兼職の状況等                                                                                                      |
|-------------------|---------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長           | 潮 崎 敏 彦 | 男性 | 一般社団法人日本シャッター・ドア協会 会長                                                                                               |
| 代表取締役社長           | 小 倉 博 之 | 男性 | 執行役員社長                                                                                                              |
| 取 締 役             | 三 田 充   | 男性 | 常務執行役員 営業、設計、施工担当                                                                                                   |
| 取 締 役             | 市 川 治 彦 | 男性 | 常務執行役員 業務、海外担当                                                                                                      |
| 取 締 役             | 大 岡 忠 仁 | 男性 | 上席執行役員 製造、新事業、商品開発担当                                                                                                |
| 取締役 (社外)          | 後 藤 伸 樹 | 男性 |                                                                                                                     |
| 取締役 (社外)          | 楠 瀬 玲 子 | 女性 | 株式会社NIPPON 社外取締役<br>帝人株式会社 社外取締役                                                                                    |
| 取締役 (社外)          | 森 田 純 恵 | 女性 | 公立大学法人秋田県立大学システム科学技術学部情報工学科 教授<br>住友重機械工業株式会社 社外取締役<br>日本光電工業株式会社 社外取締役                                             |
| 取締役 (社外)          | 村 上 佳 代 | 女性 | Kazu and Company 合同会社 代表社員 CEO<br>株式会社三陽商会 社外取締役<br>プレス工業株式会社 社外取締役監査等委員<br>一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター<br>アドバイザーリーフェロー |
| 取締役監査等委員<br>(常 勤) | 上 坂 基   | 男性 |                                                                                                                     |
| 取締役監査等委員<br>(社 外) | 藤 田 昇 三 | 男性 | 藤田昇三法律事務所 弁護士<br>株式会社エコス 社外取締役<br>三機工業株式会社 社外監査役                                                                    |
| 取締役監査等委員<br>(社 外) | 阿 部 和 史 | 男性 |                                                                                                                     |
| 取締役監査等委員<br>(社 外) | 早 坂 善 彦 | 男性 |                                                                                                                     |
| 取締役監査等委員<br>(社 外) | 嶋 村 和 恵 | 女性 | 早稲田大学商学学術院 教授                                                                                                       |

- (注) 1. 取締役後藤伸樹、楠瀬玲子、森田純恵、村上佳代、藤田昇三、阿部和史、早坂善彦、嶋村和恵の各氏は社外取締役であります。
2. 当社は、後藤伸樹、楠瀬玲子、森田純恵、村上佳代、藤田昇三、阿部和史、早坂善彦、嶋村和恵の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、社内的重要会議への出席、業務執行取締役および使用人等からの情報収集ならびに内部監査部門との連携を図るため、取締役上坂基氏を常勤の監査等委員として選定しております。

## 【参考】

2026年4月1日現在の執行役員（取締役兼務者を除く。）は次のとおりであります。

|        |         |                 |
|--------|---------|-----------------|
| 常務執行役員 | 神 藤 定 幸 | 安全環境部長          |
| 常務執行役員 | 蓮 見 幸 夫 | 製造担当補佐 兼 製造企画部長 |
| 常務執行役員 | 高 橋 浩 二 | 西日本事業本部長        |
| 常務執行役員 | 高 橋 章 文 | 経営企画部長          |
| 常務執行役員 | 小野瀬 智   | 東日本事業本部長        |
| 常務執行役員 | 後 藤 隆 博 | ドア・パーティション事業部長  |
| 執行役員   | 天 野 治   | シャッター事業部長       |
| 執行役員   | 西 村 浩 一 | 経理部長            |
| 執行役員   | 清 水 隆   | 商品開発部長          |
| 執行役員   | 高 橋 義   | 住宅建材東日本支店長      |
| 執行役員   | 山 田 記 史 | 首都圏支店長          |
| 執行役員   | 村 井 修 三 | 関西支店長           |
| 執行役員   | 寺 島 隆 久 | 小山工場長           |
| 執行役員   | 大 内 修 一 | 環境事業部長          |
| 執行役員   | 内 田 臣 一 | 営業推進部長          |
| 執行役員   | 吉 田 哲 朗 | 関越支店長           |
| 執行役員   | 高 橋 弘   | 福岡工場長           |
| 執行役員   | 野 村 幸 司 | 東北支店長           |
| 執行役員   | 森 淳     | CSR 統括部長        |

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金および訴訟費用を負担することで被る損害が補填されます。ただし、被保険者が法令違反について認識しながら行った行為等に起因する損害等は対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は、当社が負担しております。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等の総額

| 役員区分                       | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |           |           | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|-----------------|------------------|-----------|-----------|-----------------------|
|                            |                 | 固定報酬             | 業績連動報酬    |           |                       |
|                            |                 |                  | 賞与        | 株式報酬      |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 397<br>(40)     | 292<br>(40)      | 80<br>(-) | 25<br>(-) | 9<br>(4)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 72<br>(50)      | 72<br>(50)       | -<br>(-)  | -<br>(-)  | 6<br>(4)              |
| 合計<br>（うち社外取締役）            | 470<br>(91)     | 365<br>(91)      | 80<br>(-) | 25<br>(-) | 15<br>(8)             |

- (注) 1. 業績連動報酬である役員賞与にかかる主な業績指標は以下のとおりであります。  
売上高：236,282百万円、営業利益：15,569百万円、親会社株主に帰属する当期純利益：12,639百万円
2. 業績連動報酬である株式報酬にかかる主な業績指標は以下のとおりであります。  
親会社株主に帰属する当期純利益：12,639百万円、ROE：10.9%、ROIC：8.3%
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の限度額は、2025年6月17日開催の第79期定時株主総会において年額600百万円以内（うち社外取締役年額80百万円）と承認いただいております。（ただし、使用人分給与は含まない。）当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち社外取締役4名）であります。
5. 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の金銭報酬とは別枠で2022年6月21日開催の第76期定時株主総会において、株式報酬の額として5事業年度ごとに600百万円以内、株式数の上限を年60,000ポイント以内と承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名であります。
6. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額100百万円以内と承認いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名であります。

⑤ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は2022年5月12日開催の取締役会において、当社における取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を下記のとおり決議しております。当該取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会に諮問し答申を受けております。また、当社は、2022年6月21日開催の第76期定時株主総会におきまして、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスク・リターンを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として業績連動型株式報酬制度の導入および2025年6月17日開催の第79期定時株主総会におきまして、社外取締役を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の改定についてご承認いただいております。

当社の取締役の報酬等は、株主総会が決定する金銭報酬および株式報酬ごとの報酬等総額の限度内で、当社経営方針の実現ならびに当社企業価値の継続的かつ中長期的な向上に資するため、個々の取締役の役割と責務等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。取締役の報酬は「月額報酬」、「役員賞与」および「株式報酬」により構成されます。ただし、監査等委員である取締役および社外取締役は、その職務に鑑み、月額報酬のみを支払うこととしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

ア. 基本報酬に関する方針

月額報酬は金銭報酬とし、役位、職責、貢献度、世間水準および社員給与とのバランスを勘案したうえで報酬額を設定します。

イ. 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬である役員賞与は金銭報酬とします。役員報酬総額のうち、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に、下記工. を踏まえ役員賞与と総額基準額を設定し、売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益（配分比率2：4：4）の3指標の達成度により目標達成割合乗率（0～140％）を算出し、役員賞与総額基準額に目標達成割合乗率を乗じることで役員賞与総額を算出しております。

〔役員賞与総額＝役員賞与総額基準額×目標達成割合乗率（0～140％）〕

なお、株式報酬は業績連動報酬としており、詳細は下記ウ. によります。

#### ウ. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は業績連動型の株式報酬とします。株式報酬は取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスク・リターンを株主と共有することで、中長期的な業績および企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的とします。役員報酬総額のうち、各取締役に対し、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に下記工. を踏まえ役位ごとの固定ポイントと親会社株主に帰属する当期純利益、ROE、ROIC（配分比率2：4：4）の3指標の達成度により目標達成割合乗率（0～80%）を算出し、役位ごとの基礎ポイントに目標達成割合乗率を乗じることで株式報酬付与ポイントを算出しております。

「株式報酬付与ポイント＝役位ごとの固定ポイント＋（役位ごとの基礎ポイント×目標達成割合乗率（0～80%））」

#### エ. 報酬等の種類ごとの割合については、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に月額報酬、役員賞与（指標100%達成時）および株式報酬（指標100%達成時）の割合は6：3：1を目安として決定します。

| 月額報酬 | 業績連動報酬（役員賞与） | 業績連動型株式報酬 |
|------|--------------|-----------|
| 60%  | 30%          | 10%       |

#### オ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

月額報酬は原則として、年額の12分の1を社員給与の支給日に合わせて当月分を支払うものとし、役員賞与を支給する場合は、上記イ. により取締役会の決議を経て決定し、その後速やかに支払うものとし、また株式報酬に関しては、上記ウ. に従って別に定める内規によるものとし、付与されたポイントの数に応じて取締役退任時に所定の手続きに従って当社株式を支給するものとし、

#### カ. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の報酬に関する客観性および説明責任の強化を目的として、独立社外取締役を委員長とし構成員の過半数とする指名・報酬委員会が、報酬の個別額および総額を事前に取締役会からの諮問に応じて審議をしたうえで、報酬の総額を答申し、取締役会において決定しております。各取締役に対する具体的な月額報酬および役員賞与については、当社の業績等を勘案しつつ、指名・報酬委員会での審議結果を踏まえて決定するため、各取締役の個別額の決定を代表取締役会長潮崎敏彦氏、代表取締役社長執行役員社長小倉博之氏に一任するものとし、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、指名・報酬委員会での審議結果を踏まえ各取締役の個別額の決定を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

## ⑥ 社外役員に関する事項

### ア. 他の法人等の重要な兼職の状況

- ・取締役楠瀬玲子氏は、株式会社N I P P Oおよび帝人株式会社の社外取締役であります。  
なお、当社と株式会社N I P P Oおよび帝人株式会社との間に特別な関係はありません。
- ・取締役森田純恵氏は、公立大学法人秋田県立大学システム科学技術学部情報工学科の教授、住友重機械工業株式会社および日本光電工業株式会社の社外取締役であります。  
なお、当社と公立大学法人秋田県立大学、住友重機械工業株式会社、日本光電工業株式会社との間に特別な関係はありません。
- ・取締役村上佳代氏は、Kazu and Company 合同会社の代表社員CEO、株式会社三陽商会の社外取締役、プレス工業株式会社の社外取締役監査等委員、一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センターのアドバイザーリーフェローであります。  
なお、当社とKazu and Company 合同会社、株式会社三陽商会、プレス工業株式会社、一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センターとの間に特別な関係はありません。
- ・取締役監査等委員藤田昇三氏は、藤田昇三弁護士事務所の弁護士、株式会社エコスの社外取締役および三機工業株式会社の社外監査役であります。  
なお、当社と藤田昇三弁護士事務所、株式会社エコス、三機工業株式会社との間に特別な関係はありません。
- ・取締役監査等委員嶋村和恵氏は早稲田大学商学学術院の教授であります。  
なお、当社と早稲田大学商学学術院との間に特別な関係はありません。

イ. 社外役員の事業年度中の取締役会および監査等委員会での活動状況

a. 当事業年度開催の取締役会および監査等委員会への出席状況

| 区 分 |      | 取締役会（9回開催） |        | 監査等委員会（12回開催） |        |
|-----|------|------------|--------|---------------|--------|
|     |      | 出席回数       | 出席率    | 出席回数          | 出席率    |
| 取締役 | 後藤伸樹 | 8回         | 88.8%  | －             | －      |
| 取締役 | 楠瀬玲子 | 9回         | 100.0% | －             | －      |
| 取締役 | 森田純恵 | 8回         | 100.0% | －             | －      |
| 取締役 | 村上佳代 | 8回         | 100.0% | －             | －      |
| 取締役 | 藤田昇三 | 9回         | 100.0% | 12回           | 100.0% |
| 取締役 | 阿部和史 | 9回         | 100.0% | 12回           | 100.0% |
| 取締役 | 早坂善彦 | 9回         | 100.0% | 12回           | 100.0% |
| 取締役 | 嶋村和恵 | 9回         | 100.0% | 12回           | 100.0% |

(注) 取締役森田純恵氏および取締役村上佳代氏は、2025年6月17日開催の定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、両氏の選任後の取締役会の開催回数は8回であります。

b. 当事業年度における主な活動状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・後藤伸樹氏は、大手資産運用会社の経営に携わってきたことによる幅広い見識や投資家、株主視点での高い専門性を有しており、それらを活かし、独立、客観的な立場から取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。
- ・楠瀬玲子氏は、大手メーカーの経営に携わってきたことによる幅広い見識や複数のメーカーにおいて海外事業、IR、CFOを経験するなど、豊富な経験と専門性を有しており、それらを活かして、独立、客観的な立場から取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。
- ・森田純恵氏は、大手情報通信会社においてグローバルな視点で経営に携わってきたことによる幅広い見識や、情報通信、情報ネットワーク分野の製品開発者としての豊富な実務経験、また、現在、大学教授を務めるなど情報工学の専門家として豊富な知識を有しており、それらを活かして、独立、客観的な立場から取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。

- ・村上佳代氏は、企業経営者としての幅広い見識や経営学修士（MBA）としての体系立った経営理論、DX（デジタルトランスフォーメーション）の専門的見地と豊富な実務経験を有しており、それらを活かして、独立、客観的な立場から取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。
- ・藤田昇三氏は、元検察官および弁護士として法律分野に精通した豊富な知識と高い見識を有しており、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。  
また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、指名・報酬委員会の委員長として意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。
- ・阿部和史氏は、金属素材メーカーにおける豊富な実務経験および監査役としての職務経験による高い見識から、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。  
また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、指名・報酬委員会において意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。
- ・早坂善彦氏は、大手建設会社の経営に携わってきたことによる幅広い見識や建設業界における豊富な実務経験を通じて、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っており、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。  
また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、指名・報酬委員会において意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。
- ・嶋村和恵氏は、早稲田大学において商学学術院教授を務め、主に学術界において商学分野の専門家として豊富な知識と幅広い見識を有し、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。  
また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、指名・報酬委員会において意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

|                                        | 支 払 額 |
|----------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 60百万円 |
| ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 60百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価および分析、会計監査の職務遂行状況ならびに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、当社都合による場合および当社の「監査等委員会規定」等に定める事項による場合ならびに会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査等委員会の決議に基づき、当社監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、当社監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

(注) 当事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部        |         | 負 債 の 部         |         |
|----------------|---------|-----------------|---------|
| 科 目            | 金 額     | 科 目             | 金 額     |
| 流 動 資 産        | 115,534 | 流 動 負 債         | 49,819  |
| 現金及び預金         | 37,200  | 支払手形及び買掛金       | 11,958  |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 43,836  | 電子記録債権          | 8,192   |
| 電子記録債権         | 10,961  | 短期借入金           | 1,200   |
| 商品及び製品         | 10,535  | 1年以内返済予定の長期借入金  | 840     |
| 仕掛品            | 1,269   | リース債権           | 1,388   |
| 原材料及び貯蔵品       | 8,800   | 未払法人税等          | 3,368   |
| その他の流動資産       | 3,349   | 未払消費税           | 1,781   |
| 貸倒引当金          | △419    | 未払消費税           | 7,665   |
| 固 定 資 産        | 90,117  | 未払費用            | 4,033   |
| 有形固定資産         | 42,710  | 賞与引当金           | 5,885   |
| 建物及び構築物        | 13,759  | 役員賞与引当金         | 137     |
| 機械装置及び運搬具      | 6,949   | 工事損失引当金         | 1,032   |
| 工具、器具及び備品      | 948     | その他の流動負債        | 2,335   |
| 土地             | 13,509  | 固定負債            | 35,822  |
| リース資産          | 1,784   | 長期借入金           | 10,000  |
| 使用権資産          | 4,932   | リース債権           | 1,600   |
| 建設仮勘定          | 827     | 役員退職慰労引当金       | 6,294   |
| 無形固定資産         | 16,136  | 退職給付に係る負債       | 265     |
| のれん            | 9,702   | 退職給付引当金         | 15,553  |
| その他の無形固定資産     | 6,434   | 役員株式給付引当金       | 99      |
| 投資その他の資産       | 31,269  | 資産除却負債          | 570     |
| 投資有価証券         | 22,103  | その他の固定負債        | 68      |
| 退職給付に係る資産      | 1,906   | 負債合計            | 85,642  |
| 繰延税金資産         | 4,706   | 純 資 産 の 部       |         |
| その他の投資その他の資産   | 2,769   | 株 主 資 本         | 109,208 |
| 貸倒引当金          | △215    | 資 本 本 金         | 15,051  |
| 資 産 合 計        | 205,651 | 資 本 剰 余 金       | 11,292  |
|                |         | 利 益 剰 余 金       | 85,944  |
|                |         | 自 己 株 式         | △3,079  |
|                |         | その他の包括利益累計額     | 10,637  |
|                |         | その他有価証券評価差額金    | 5,950   |
|                |         | 繰延ヘッジ損益         | 5       |
|                |         | 土地再評価差額金        | △46     |
|                |         | 為替換算調整勘定        | 1,304   |
|                |         | 退職給付に係る調整累計額    | 3,424   |
|                |         | 非支配株主持分         | 164     |
|                |         | 純 資 産 合 計       | 120,009 |
|                |         | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 205,651 |

## 連結損益計算書

〔2025年4月1日から  
2026年3月31日まで〕

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |         |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高             |       | 236,282 |
| 売上原価            |       | 170,895 |
| 売上総利益           |       | 65,386  |
| 販売費及び一般管理費      |       | 49,817  |
| 営業利益            |       | 15,569  |
| 営業外収益           |       |         |
| 受取利息            | 110   |         |
| 受取配当金           | 342   |         |
| 為替差益            | 1,423 |         |
| 持分法による投資利益      | 543   |         |
| スクラップ売却益        | 133   |         |
| その他の営業外収益       | 316   | 2,869   |
| 営業外費用           |       |         |
| 支払利息            | 573   |         |
| その他の営業外費用       | 238   | 812     |
| 経常利益            |       | 17,626  |
| 特別利益            |       | 297     |
| 特別損失            |       | 152     |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 17,771  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 6,048 |         |
| 法人税等調整額         | △919  | 5,129   |
| 当期純利益           |       | 12,642  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 2       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 12,639  |

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部    |         | 負 債 の 部        |         |
|------------|---------|----------------|---------|
| 科 目        | 金 額     | 科 目            | 金 額     |
| 流動資産       | 70,187  | 流動負債           | 31,309  |
| 現金及び預り金    | 12,724  | 支払手形           | 71      |
| 受取手形       | 1,284   | 電子記録債権         | 4,472   |
| 電着掛録債権     | 9,546   | 買掛金            | 7,614   |
| 商品及び製品     | 24,600  | 短期借入金          | 1,000   |
| 仕掛品        | 6,028   | 1年以内返済予定の長期借入金 | 800     |
| 原材料及び貯蔵品   | 7,267   | リース債権          | 554     |
| 前払費用       | 525     | 未払法人税等         | 983     |
| 前払費用       | 4,764   | 未払消費税等         | 1,721   |
| 未収入金       | 1,297   | 未払費用           | 793     |
| 短期貸付       | 484     | 契約負債           | 5,553   |
| その他の流動資産   | 606     | 賞与引当金          | 2,887   |
| 倒産引当金      | 1,042   | 役員賞与引当金        | 316     |
| 有形固定資産     | 70      | 工事損失引当金        | 3,427   |
| 建物         | 15      | 設備関係支払手形       | 80      |
| 構築物        | △72     | 固定負債           | 1,032   |
| 機械及び装置     | 79,942  | 長期借入金          | 1       |
| 車両運搬具      | 23,127  | リース債権          | 26,767  |
| 土工器具及び備品   | 7,892   | 退職給付引当金        | 10,000  |
| 土地         | 964     | 役員株式給付引当金      | 1,600   |
| 建物         | 3,000   | 関係会社事業損失引当金    | 1,195   |
| 無形固定資産     | 3       | 長期前受取債権        | 12,977  |
| 特許権        | 579     | 資産除却債権         | 99      |
| ソフトウェア     | 8,390   | 株主優待引当金        | 296     |
| 電話加入権      | 1,514   | 受入保証           | 536     |
| その他の無形固定資産 | 781     | 長期前受取債権        | 6       |
| 投資有価証券     | 1,147   | 負債合計           | 58,077  |
| 関係会社株      | 10      | 純資産の部          |         |
| 長期前受取債権    | 924     | 株主資本           | 87,230  |
| 電話加入権      | 93      | 資本剰余金          | 15,051  |
| その他の無形固定資産 | 42      | 資本剰余金          | 11,248  |
| 投資有価証券     | 29      | その他の資本剰余金      | 9,151   |
| 関係会社株      | 45      | 利益剰余金          | 2,097   |
| 長期前受取債権    | 55,667  | その他の利益剰余金      | 64,004  |
| 関係会社株      | 10,102  | 土地圧縮積立金        | 64,004  |
| 長期前受取債権    | 26,639  | 別途積立金          | 31      |
| 関係会社株      | 16      | 繰越利益剰余金        | 46,000  |
| 長期前受取債権    | 14,422  | 自己株式           | 17,973  |
| 関係会社株      | 117     | 評価・換算差額等       | △3,074  |
| 長期前受取債権    | 29      | その他の有価証券評価差額金  | 4,821   |
| 関係会社株      | 48      | 純資産合計          | 92,052  |
| 長期前受取債権    | 407     | 負債・純資産合計       | 150,129 |
| 関係会社株      | 963     |                |         |
| 長期前受取債権    | 3,445   |                |         |
| 関係会社株      | 1,217   |                |         |
| 長期前受取債権    | 175     |                |         |
| 関係会社株      | △1,919  |                |         |
| 流動資産合計     | 150,129 |                |         |

## 損益計算書

〔2025年4月1日から  
2026年3月31日まで〕

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額   |         |
|-------------------------|-------|---------|
| 売 上 高                   |       | 149,564 |
| 売 上 原 価                 |       | 113,416 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 36,147  |
| 営 業 外 収 益               |       | 28,810  |
| 受 取 配 当 金               | 352   | 7,337   |
| 受 取 替 差 益               | 4,695 |         |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益       | 1,465 | 6,748   |
| 営 業 外 費 用               |       |         |
| 支 払 利 息                 | 106   |         |
| 社 債 利 息                 | 67    |         |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 885   |         |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用       | 200   | 1,260   |
| 経 常 利 益                 |       | 12,825  |
| 特 別 利 益                 |       |         |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 154   |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 83    | 238     |
| 特 別 損 失                 |       |         |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 120   | 120     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 12,943  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,112 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △398  | 2,713   |
| 当 期 純 利 益               |       | 10,229  |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

文化シャッター株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

|                |       |        |
|----------------|-------|--------|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 平井 肇   |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 池田 宏章  |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 重松 あき子 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、文化シャッター株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、文化シャッター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

文化シャッター株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

|                |       |        |
|----------------|-------|--------|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 平井 肇   |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 池田 宏章  |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 重松 あき子 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、文化シャッター株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当該事業年度の監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席（リモート等出席を含む。）し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を監査等により調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、事業及び財産の状況を監査等により調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

文化シャッター株式会社 監査等委員会

|                |        |
|----------------|--------|
| 常勤監査等委員        | 上坂 基 ㊟ |
| 監査等委員（社外・独立役員） | 藤田昇三 ㊟ |
| 監査等委員（社外・独立役員） | 阿部和史 ㊟ |
| 監査等委員（社外・独立役員） | 早坂善彦 ㊟ |
| 監査等委員（社外・独立役員） | 嶋村和恵 ㊟ |

(注) 監査等委員 藤田昇三、阿部和史、早坂善彦、及び嶋村和恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主メモ

|                        |                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度                   | 毎年4月1日から翌年の3月31日まで                                                                                                                                                                                                            |
| 定時株主総会                 | 6月                                                                                                                                                                                                                            |
| 基準日                    | 3月31日<br>その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日                                                                                                                                                                                            |
| 配当の基準日<br>期末配当<br>中間配当 | 3月31日<br>9月30日                                                                                                                                                                                                                |
| 公告方法                   | 当社ホームページに掲載（URL <a href="https://www.bunka-s.co.jp/">https://www.bunka-s.co.jp/</a> ）<br>ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。<br>※貸借対照表、損益計算書は、E D I N E T（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）にて開示しております。 |
| 株主名簿管理人                | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社                                                                                                                                                                                             |
| 特別口座の<br>口座管理機関        | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社                                                                                                                                                                                             |
| 郵便物送付先                 | 〒168-0063<br>東京都杉並区和泉二丁目8番4号<br>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部                                                                                                                                                                            |
| （電話照会先）                | 電話 0120-782-031（フリーダイヤル）<br>取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。                                                                                                                                                            |

### 【住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について】

株主様の口座のある証券会社にお申出下さい。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。

### 【未払配当金の支払いについて】

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。

## ■トピックス

### 株主優待制度を導入

当社は、株主の皆様の日頃からのご支援に感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、より多くの皆様に当社株式を中長期的に保有いただくことを目的として、株主優待制度を導入することといたしました。

次のとおり、対象となる株主様（※）にQUOカードを贈呈いたします。

| 保有株式数             | 継続保有期間3年未満 | 継続保有期間3年以上 |
|-------------------|------------|------------|
| 100株以上 500株未満     | 1,000円分    | 2,000円分    |
| 500株以上 1,000株未満   | 2,000円分    | 3,000円分    |
| 1,000株以上 5,000株未満 | 3,000円分    | 4,000円分    |
| 5,000株以上          | 5,000円分    | 6,000円分    |

※毎年3月末に当社株主名簿に記載または記録された100株（1単元）以上保有の株主様を対象とします。

2026年6月17日発送予定の「株式関係書類」に同封し、送付する予定です。

株主優待制度に関するご質問等は、以下のフリーダイヤルにお問い合わせください。

(フリーダイヤル) **0120-145-567**

お問い合わせ受付期間：2026年6月17日～7月17日

# 第80期定時株主総会会場ご案内図

## 会場

文化シャッター株式会社 東京都文京区西片一丁目17番3号



## 交通

- A** 都営地下鉄三田線  
春日駅(A5/A6出口)より 徒歩 3分
- B** 都営地下鉄大江戸線  
春日駅(A6出口)より 徒歩 3分
- C** 東京メトロ南北線  
後楽園駅(8番出口)より 徒歩 7分
- D** 東京メトロ丸ノ内線  
後楽園駅(4b出口)より 徒歩 12分
- E** JR中央・総武線  
水道橋駅(東口)より 徒歩 15分
- F** 文京区コミュニティバス  
文化シャッター前下車 徒歩 0分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。